

午前10時開会

○烏野隆生議長

ただいまから本日の会議を開きます。

まず、議員出席状況を事務局長から報告させます。

○高井哲也事務局長

本日の議員出席状況を御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は23名です。なお、欠席届のありました議員は1名です。

以上、報告を終わります。

○烏野隆生議長

次に、本日の会議録署名者を会議規則第81条の規定により、私から22番松本議員、23番中井議員を指名します。

○烏野隆生議長

これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を前回に引き続き行います。

まず、南議員。

(14番 南加代子議員登壇)

○14番 南加代子議員

皆様、おはようございます。公明党、南加代子です。通告に従い一般質問に入らせていただきます。理事者の皆様、誠実な御答弁をお願い申し上げます。議員の皆様には、御清聴のほどよろしく願い申し上げます。

1点目、市民活動の促進について質問します。

変化する社会環境の中で、誰もが穏やかな暮らしを求めています。そして、その延長線上には自他ともに幸せを願い、大小様々な課題に直面しようと、日々その解決に向け奮闘しています。そのような状況下、行政が取り組む事業や施策は、市民の願いを実現するために、調査や検討を重ね実施していただいていると承知しております。しかしながら、目まぐるしく変わるこの社

会情勢にあつて、市民ニーズを最もよく知るの、やはり市民自身ではないでしょうか。

私ならこうするのに、私にできることがあればと、市民の中に芽生えるこうした思いを大切に、最初の一步を後押しすることが課題解決につながるかもしれない。その可能性を育むのは、生涯にわたる学びの機会を提供できる生涯学習事業ではないかと考えます。

そこで、こうした市民活動を支える試みとして実施されていますまちづくり実践プロジェクトについてお尋ねいたします。まずは、その事業の目的についてお示ください。

2点目、防災意識の向上について質問します。

災害対策基本法における市町村の責務に、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、住民の自発的な防災活動への参加促進を図ること、そして住民等の責務には、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄、防災に寄与するよう努めなければならないと明記されております。

岸和田市の総合計画の第1期基本計画では、災害時の非常用持ち出し品の準備や備蓄品を用意する市民のめざそう値を2026年までに43%としています。この目標が高いのか低いのか。市民自身も防災意識を強く持たねばなりません。

2018年の台風21号の記録的な暴風雨による被害から間もなく7年、時間の経過とともに、市民の被災経験は薄まりつつもあります。平時から災害に備える準備がいかに大切になるか、過去の災害で学んだ教訓を生かし、公助、自助ともに協力し合い、災害に備えた防災意識の向上に努めねばなりません。言い換えれば、両者ともに初動態勢が、災害規模の拡大にも関わるものだから

らです。

そこで、いざというときの行動に対し実効性のある対策が重要であるとの考えから、お尋ねいたします。各防災拠点の中心となる公共施設では、市民の安全管理を統括する防火管理者が配置されていますが、その目的と役割をお示しください。

次に、民間の施設や事業所などの防火管理者も同様の役割を担われているのでしょうか。また、防火管理に関する取組事例などがあれば教えてください。

あわせて、岸和田市の公共施設の防火管理の状況について、防火管理者の選任状況、消防計画の作成状況はどのようになっているのかお答えください。

3点目、市域（山手地域）の自然環境の保全について質問いたします。

市域の山手地域は、農地や緑を保全することを目的とする市街化調整区域です。その自然豊かな環境の中で市民生活が営まれています。静かな田園風景が広がるこの区域に、数年前から、再生資源物を取り扱う事業所や大阪府の許可を受けた自動車のリサイクル事業者が、解体業及びその資材置場として操業されています。

そこで適切な管理運営がなされていれば問題は起こりませんが、不要となったプラスチックが無造作に積み上げられ、粉碎されたかけらが道路まで飛散し、操業に伴う機械音が早朝より鳴り響く状況です。また、廃車置場はどんどん拡大し、保管物を溶断する際に発生する騒音と振動、煙が上がることもあり、様々な問題が生じてきています。

事業者への苦情対応は、所管される担当部署が再三にわたる立入調査と行政指導も行われてきました。けれども、この状態は繰り返されるばかり、解決の道が見えない状況に市民の不安が消えることはありません。

ん。

行政もこの状況を把握されていると思いますが、行政として解決策をどう考えておられるのか、いま一度その現状を受け止めていただきたいと思い、市民の代弁者として声を上げます。

質問の対象となる再生資源物は有価物として取り扱われるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制対象とはならず、一部の自治体では、市民生活の保全と環境への保全を守るため、屋外での保管を規制する条例を制定しています。本市ではヤード条例はまだありませんが、法令に基づき他に規制できることはないのかも併せてお尋ねいたします。

壇上からの質問は以上で、再質問は自席より行わせていただきます。ありがとうございました。

○烏野隆生議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

まちづくり実践プロジェクトの事業の目的についての御質問でございます。まちづくり実践プロジェクトにつきましては、地域活動を活性化いたしまして、よりよい地域づくりにつなげるために、市民自らが生涯学習活動を生かして、自発的に地域課題の解決に向けて取り組む事業を募集いたしまして、優れた事業に対して市が事業委託を行うものでございます。

このプロジェクトは、平成27年度からスタートいたしまして、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、事業募集を中止いたしました令和2年度、令和3年度を除きまして、継続してこれまで実施してきたところでございます。

○烏野隆生議長

田中消防長。

○田中貞行消防長

防火管理者を定める目的については、火災の発生の防止と火災や地震などの災害による被害を最小限にとどめることとさせていただきます。その役割については、ふだん誰が何をしたらよいのか、万が一火災が発生した場合にどうしたらよいのかを消防計画に定め、日常の火気管理、避難経路や非常口の案内、消防用設備等の維持管理、火災や地震などの災害に備えた消火訓練や避難訓練などを行うこととさせていただきます。

また、防火管理者の役割については、どの施設においても同様でございますが、自主的な取組をされている事業所などもございます。一例としては、全従業員に発災時の初動や役割を記した災害行動マニュアルを携帯させたり、避難誘導時用の多言語ボードを作成したり、フロアごとに責任者を配置し、消火器の使用法や地震時の行動を定期的に確認するような取組事例がございます。

最後に、岸和田市の公共施設の防火管理の状況については、市役所庁舎や各市民センターなど岸和田市の所管する施設は全て、防火管理者は選任され、消防計画も届出されております。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

御質問の3. 市域（山手地域）の自然環境保全について御答弁申し上げます。

数年前から廃車となりました自動車を解体する事業所や飲み終えた空のペットボトルを裁断し保管している事業所について、近隣住民から騒音などに関する陳情が寄せられております。

本市では事業所に対して、騒音規制法に基づき、規制基準を守って操業するよう指導しているところであり、一方で、廃車と

なりました自動車に関しましては、使用済自動車の再資源化等に関する法律、いわゆる自動車リサイクル法に基づき、また不要となりましたプラスチックに関しては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆるプラスチック資源循環促進法に基づき、大阪府が指導しているところでございます。

なお、これらの法令の許可に当たっては保管基準がございますので、この点でも大阪府が指導していると伺っております。

○烏野隆生議長

南議員。

○14番 南加代子議員

それでは、市民活動の促進についてから再質問を行わせていただきます。

まちづくり実践プロジェクトの事業の採択を受けた団体からは、活動できたことで学びの視野が広がったとお声を聞いております。地域課題の解決策や地域の魅力づくりに向けた提案など、その事業内容をつくり上げるまでの努力は、市民の団体の皆様はいかばかりかと私は考えております。

行政では思いつかないアイデアや柔軟な発想の活動が、あらゆる分野で力が発揮されてこそ、この委託事業の目的にかなうものと思います。市民提案型の事業が一時的なものとして終わるのではなく、継続性を持てる仕組みの応援が必要と考えますが、そのような工夫はされているのでしょうか。

○烏野隆生議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

このプロジェクトですけれども、毎年度プロポーザルによる事業の採択後なんですけれども、年度末までに事業を実施する単年度の事業となっております。その一方で、継続的な取組による効果を期待いたしまして、最大3年まで、同一団体による同一分

野での事業を採択させていただくことができるように定めているところでございます。

これまでの実績から申し上げますと、同一団体が同じテーマの取組を継続して採択されまして、実施した件数が3件でございました。

また、事業提案によるプレゼンテーションでございますけれども、公開の場で実施しておりまして、広く御興味のある市民の皆様を知っていただく機会とするとともに、事業実施に向けては採択団体ごとに担当する職員が助言や支援を行っているところでございます。

さらに、事業実施後になるんですけども、事業報告会を開催させていただきまして、事業参加者以外の皆様にも取組の成果をお知らせできるように努めているところでございます。

○烏野隆生議長

南議員。

○14番 南加代子議員

御答弁を聞いている限りでは、市民活動への広がり期待を持てる取組と言えますが、地域課題の解決を目指すという点では、団体の取組と行政のニーズが合うことも1つの到達点ではないでしょうか。行政が抱える課題に効果的なアプローチが見いだせれば、互いに連携し、または事業を委託して、課題の解決に共に向かうことができるはず。そのためには、実施事業の内容などの情報が市の関係部局に広く周知されることが重要だと思います。

現状では、関係各部局への周知や情報提供はどのようになっているのでしょうか。

また、採択された事業が、その後、まちづくり実践プロジェクトの枠組みを超えて関係部局と直接連携している事例があればお示しください。

○烏野隆生議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

採択されました事業や団体につきましては、市のホームページに掲載させていただくとともに、その団体が事業計画に基づきまして実施する行事や講座などにつきましては、広報きしわだや市ホームページなどを通じまして、広く参加者を募集しているところでございます。事業実施後の報告会についても同様でございます。

また、市の関係各部局に向けましては、必要に応じ情報提供を行っているところでございます。

議員御指摘のとおり、団体の主体的な取組と行政のニーズが合致いたしまして、地域課題の解決に向けたきっかけとなることは、大変重要なことというふうに考えてございます。これまでのところ、採択された事業が、まちづくり実践プロジェクトの枠組みを超えまして、市の関係部局と連携を始めるには至っておりませんが、まちづくり実践プロジェクトから始まった主体的な事業が継続されて、さらにその活動が広がっていくように、市の関連部局とも連携しながら、今後もサポートに努めてまいります。

○烏野隆生議長

南議員。

○14番 南加代子議員

プレゼンテーションの場とか、そして事業報告会の御来場者というのは、団体関係者や市民活動に興味がある方も参加されているようです。そこで見聞きした感想や御意見などもお聞きするなど、行政と関わる機会をどう生かせるか、ここは行政が次の人材を本気で確保するとの認識をお持ちかどうかに関わってくると思います。

市民自ら提案し、優秀な事業が採択される委託事業であるならば、関係する部局へ

つないで連携事業を本当につくっていただきたいと考えます。そこで団体としての新たな展開やステップアップが図られ、市民活動の土台ができますので、ぜひともこのような体制をつくってください。お願いいたします。

続いて、協働のまちづくりの観点から、市民活動の促進についてお尋ねいたします。

これまで行政だけでは解決できない市民の暮らしが、多くの市民活動団体やボランティアによって支えられてきました。市民のニーズが多様化、複雑化する中、行政だけでまちづくりを担うことの困難さを感じており、今後さらに住民自治の必要性が増すのではないかと思います。

そこでお尋ねいたします。市民の公益的な活動に対してどのような支援を行っているのでしょうか。また、市民活動団体との意見交換の中で、財政的な支援を求める声が多くありましたので、財政的な支援についても少し詳しく教えてください。

○烏野隆生議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

市民の公益的な活動に対する支援については、主に市民活動サポートセンターにて実施しております。具体的な内容といたしましては、市民活動に関する相談窓口の開設やセミナーの開催、市民活動に関する情報の収集や発信などとなります。また、市民活動を行う団体同士や、市内の企業とのコーディネート、団体の広報活動の支援にも取り組んでおります。

これらに加え、金銭的な支援として公的な団体や民間の団体などが創設している助成金のうち、市民活動団体が利用できるものについて、市民活動サポートセンターから定期的に情報提供しております。

また、市では、市民活動団体の成熟段階

に合わせ、複数の支援制度を創設しております。金銭的な支援として、主なものは2点ございまして、市民活動初動支援補助金と市民活動団体応援補助金がございます。市民活動初動支援補助金は、設立初期の市民活動団体を支援する取組でございまして、設立後5年未満の市民活動団体が行う地域課題の解決に向けた事業に対しまして、費用の一部を補助金として交付するものでございます。これは設立初期の団体が継続的に事業を実施できるよう支援するものでございます。

もう1つの市民活動団体応援補助金は、クラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用した補助金制度でございます。クラウドファンディングで集まった寄附金を補助金として、市民活動団体へ交付するもので、団体による資金調達への支援を目的として実施しております。

市では、これらの取組によって、金銭的な支援を求める声にお応えしております。

○烏野隆生議長

南議員。

○14番 南加代子議員

市民活動初動支援補助金、これは本当にありがたかった、助かったとうれしいお声を聞きました。活動には一定経費もかかります。その運営資金の在り方をおのおのが自走する中で考え、効果的な活用をしていく学びにもなっているようです。引き続きこの活動支援の継続をお願いいたします。

さて、本市には市が設置するものではありませんが、社会福祉協議会のボランティアセンターがあります。市が設置する市民活動サポートセンターは、ボランティアセンターとの役割分担をどのように図っているのかお示してください。

○烏野隆生議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

社会福祉協議会が設置するボランティアセンターでは、ボランティア登録、ボランティア保険の加入手続、災害時のボランティア受入れ、ボランティア活動に関するコーディネートなどを固有の業務として行っていると聞いております。活動分野としては、福祉関連の団体との関係性に強みを持っておられます。

一方、市民活動サポートセンターは、各種相談や講座の実施に加え、市民活動団体の組織基盤や運営に関する助言、伴走型のサポート、NPO法人などの団体の立ち上げ支援など、ボランティアセンターに比べて、より広範な事業を実施することを目指して設置しております。

当然ながら、利用者は重なる部分も多々ございます。社会福祉協議会のボランティアセンターと密に連携を取り、お互いの強みを生かして、市民活動の活性化を目指してまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

南議員。

○14番 南加代子議員

互いの強みを生かせれば力は倍になりますので、お願いいたします。社協のボランティアセンターは地縁団体とのつながりも深く、福祉分野では多様な関係者と連携し、様々なニーズにお応えできる強みをお持ちです。そこで連携できれば、市民活動団体が持つノウハウを社協から地域に情報提供もできますし、効果的な支援体制の流れができますので、サポートセンターがその橋渡しをできるようにお願いいたします。

もう1点、市民活動団体同士が連携し、横のつながりを持つことも重要です。市民活動サポートセンターがその中枢を担う役割も求められると考えますが、市の見解をお示してください。

○烏野隆生議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

市としても、市民活動団体が交流や意見交換などを通じてつながりを持つことは、活動の広がりには欠かせないと考えます。またそして、そのための機会を設けることは、中間支援を担う市民活動サポートセンターの重要な役割だと捉えております。市民活動団体同士が交流できる機会を創出することに加え、市民活動団体と個人や団体とのマッチングにも引き続き努めてまいります。

○烏野隆生議長

南議員。

○14番 南加代子議員

行政が担うべき課題というところに、市民活動を積極的に応援できれば、必ず、必要な方にいろんな支援が届いていくと思いますので、これからもどうぞ引き続きよろしく願い申し上げます。

続きまして、防災意識の向上について再質問させていただきます。

先ほど防火管理者についてお答えいただきましたが、続けて、各施設の状況、特に市役所本庁舎と市民センターについてお尋ねいたします。

まず、市役所本庁舎についてお聞きします。緊急時に必ず責任者、判断者ですけれども、いるとは限りません。そのような場合でも、安全に来庁者を避難誘導できる迅速な判断が求められます。

そのためには、日頃から災害に応じた様々なリスクに対応できる声かけなどのアナウンス——これは庁舎で始業前に、例えば今日は水曜日ですが、おはようございます。今日は何日です。職員の皆さん、今日も一日、丁寧な電話応対を心がけましょうといったアナウンスがございます。その中に、災害に対する意識を高めていただけるよう

なアナウンスを日々発信できる体制ができれば、庁舎内全員の防災意識を高めるきっかけともなります。自然災害を止めることはできませんが、皆で力を合わせることで、被害をできるだけ小さくすることは可能です。

まずは来庁される市民、事業者、職員が防災意識の向上に取り組み、いま一度防災を減災への流れに構築すべきと考えますが、見解をお示しください。

○烏野隆生議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

市役所本庁舎におきましては、火災時等の被害拡大の防止と、来庁者や職員の安全確保のため、定期的に消防訓練を実施し、初期消火や避難に関する訓練を行っております。

災害発生時には、本庁舎消防計画の中で設置する避難誘導係の職員の指示の下、来庁者や職員が、速やかに避難場所である来庁者用第2駐車場へ避難することとしていますが、本庁舎のような不特定多数の人々が集まる場所では、災害発生時に大きな混乱を招きやすいと言われており、迅速な避難行動の実現のためには、来庁者の皆様の協力が不可欠であります。二次災害を防ぐためにも、計画の策定や避難訓練といった基本的な防災対策を講じておくほか、来庁者の皆様に対し、冷静な行動を促し、二次災害のリスクを低減できる仕組みを整える必要があると考えるところです。

議員から御提案いただきました開庁時のアナウンスに防災に関する内容を加えることも1つの手段であると考えますので、実施に向け、関係部署と調整してまいります。

○烏野隆生議長

南議員。

○14番 南加代子議員

開庁時の防災に関するアナウンスを関係部署と調整するという事のお答えですので、ぜひともこれは取り入れていただきたいと思います。

自然災害に備えては、各公共施設の運営や利活用も違うことから、それぞれに対応するマニュアルの作成が必要と考えます。特に市役所本庁舎などは、慣れない来庁者は自分がいる現在地が分からなくなる方もおられるかと思えます。現在の状況と課題があればお答えください。

避難経路の整備や緊急時の連絡体制の構築と様々に対応するマニュアルを作成すべきと考えますが、見解をお示しください。

○烏野隆生議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

現在の本庁舎消防計画には、各階ごとの詳細な避難経路などは示されておられません。議員御提案のマニュアルにつきましては、本庁舎における災害時の職員行動マニュアルとして現在作成中で、各職員が緊急時に即座に対応できるよう、避難の経路や防火扉、消火器の位置なども図示したものとする予定でございます。

また、議員御指摘のとおり、発災時には防火管理者が不在の場合も想定されますので、マニュアル作成の後には、本庁舎に勤務する全職員に周知してまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

南議員。

○14番 南加代子議員

災害時職員行動マニュアルを作成中ということで安心いたしました。職員の皆様への周知ですが、冒頭、消防本部の御答弁で、自主的に取り組む事例に、民間事業所が全従業員に発災時の初動や役割を記した災害行動マニュアルを携帯させているとありま

した。いつでも見返すこともでき、職員もいざというときの助けになるかと思います。重要な周知方法ですので、携帯方法も検討し、取り入れてくださることを要望しておきます。

実はこの質問に至るきっかけとなりましたのは、ある施設に視察に伺いました。その研修が始まる前、スクリーンにその施設のフロアと場内の講座室の平面図が映り、安全管理者からアナウンスがありました。私たちの今いる場所はこの部屋になります。緊急時、この道を通り、集合場所は先ほど入られた正面入り口を出られ、駐車場のところになりますので、よろしくお願ひしますと、このようなアナウンスを聞きました。

初めて私はこのようなアナウンスを聞き、はっとしました。日々の生活の中でいつ何が起こるか知れません。その一声があったから助かる道もあります。私はこの施設の防災に対する意識と来場者への啓発にすばらしい取組だと思い、改めて防災意識は平時からと気づかされました。

そこで質問をしてみたいです。では、市民が一番利用される市民センターについてお尋ねいたします。

緊急時には施設単独では対応できないケースが多くあります。また、複合施設など、他の施設や事業者などと合同で取り組むべき施設もごございます。日頃から施設管理者、関係機関などと連携し、連絡体制や役割分担を決めておられると思いますが、各施設の避難誘導や避難経路も同様ではないと思います。おのおのに対応するマニュアルは策定されているのかお聞きいたします。

○烏野隆生議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

市民センターでの防災に対する取組についてお答えします。

議員御指摘のとおり、市内5か所の市民センターのうち、特に立地上で民間事業者との複合施設となっている市民センターでは、民間施設管理者とも日頃から密に連絡を取り合い、避難訓練の際は合同で実施するなど、利用者の安心・安全に努めた施設運営を心がけています。

現時点では、市民センターごとの具体的な災害の行動マニュアル等は整備していませんが、関係機関、関係課と調整を行い、作成に向け検討してまいりたいと考えます。

○烏野隆生議長

南議員。

○14番 南加代子議員

災害発生時の影響を最小限に抑えるために、今いる場所の非常口の確認は心がけねばなりません。皆様もその意識はお持ちでしょうか。行き慣れた施設であるがゆえに、避難経路の確認などは二の次になりがちかもしれませんが、公共施設の利用であっても防災に対する意識はお持ちいただきたいと考えます。

そこで、施設の利用時の始まりに、各クラブや利用される中心者より、発災時の注意喚起の呼びかけをしていただければどうか提案させていただきます。これは、その施設の平面図、例えば各フロア別の室内とか非常口も掲載したものを提示し、現在地からの避難経路や緊急時の集合場所をお伝えし、防災意識の向上に御協力していただくことです。その場にいる一人一人のヒヤリ・ハットが災害リスクを未然に防ぐ取組になるからです。さらには公助としての役割、安全管理についての情報提供にもなるかと思ひます。このような取組を導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○烏野隆生議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

全ての市民センター施設内には見やすい場所に避難口誘導灯や通路誘導灯を設置し、また施設によっては廊下等に避難経路を表示していますが、利用者に対し直接、災害時の注意喚起は行っておりません。

市民センターを利用される方々のうち、特に公民館利用者への働きかけは、館内の滞在時間を考慮すると災害リスクの未然防止により効果的であると考えます。例えば、利用者へ部屋の鍵をお渡しする際に、避難経路や非常口についての御案内シートをお渡しし、活用いただくなど、施設を御利用いただく方々の防災意識の向上に努めてまいりたいと考えます。

○烏野隆生議長

南議員。

○14番 南加代子議員

本当に前向きな御答弁を頂きました。初期行動を取る職員の皆様にとって必要となる行動マニュアルは策定をお願い申し上げます。

提案いたしました利用する中心者から避難経路などを案内する呼びかけは、本当に市民の防災意識の向上につながりますし、市民にも意識していただかないとなりません。それがいざというときの共助につながっていくと考えますので、ぜひとも取り入れるようお願い申し上げます。

それでは、最後ですが、来庁、来館される方は御自身の利用目的以外、他の館内を見ることはほとんどありません。新しい施設では、入り口付近に現在地が分かる図柄を提示し、非常口も示していますが、そこに目をやる市民や職員も多くはいらっしゃらないのが現状ではないかと考えます。私たちの日常生活にはヒヤリ・ハットする体験は数多くあります。そして、その体験を皆で共有し、行動に気をつけるものです。しかし、不意の災害に対しては経験もなく、

聞いたこともなく、これでは市民の安心・安全は成り立ちません。定期的に、そして継続して呼びかけることで、危機意識の低下を防ぎ、防災意識の向上を目指していかなければなりません。

本市の公助として消防本部や防災部局はもちろん、建設部局、水道部局などのインフラ施設を所管されている部局については、それぞれ防災に取り組んでおられると思いますが、これらの部局だけではなく、他の市長部局においても防災意識を高め、おのおのが市民に働きかけることで、防災意識の向上につながるものと考えますが、この点について、最後に市長の御意見をお聞かせください。

○烏野隆生議長

佐野市長。

○佐野英利市長

議員のお考えのとおり、市職員全体の防災意識を高めることは大変重要なことであり、市民の防災意識を高める取組は防災・減災につながるものと考えております。地域と市民の生命、身体及び財産を災害から保護することは市の責務でございます。引き続き、職員による避難訓練などを継続するとともに、そして議員御提案の方法も含めまして、施設や御利用の方々の状況に応じてよりよい方法を検討しながら、議員各位の御協力も賜りながら、できることから、市民の皆様には防災・減災を意識していただけるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

南議員。

○14番 南加代子議員

危機管理に関しましては、全庁挙げて取り組むことだと思っておりますので、皆様もどうぞその防災意識の向上について、お力を貸していただきますように何とぞお願い申し

は現在では考えにくいです。岸和田市環境保全条例第82条には、市内の自然環境の状況を継続的に把握するため、自然環境調査員を委嘱することができるかとあります。今までの御答弁では、指導するという言葉が多くありましたが、自然環境調査員を委嘱し、市域の中で不適切なことがされていないか、未然防止や不適正な事案の早期発見ができると思います、その見解をお示してください。

さらには、大阪府と合同で対応すべきではないでしょうか、お答えください。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

岸和田市環境保全条例第82条に基づく自然環境調査員は現在委嘱はしておりませんが、大阪府自然環境保全条例に規定のある自然環境保全指導員の制度について調査研究してまいります。また、庁内関係部局との情報共有、対応方針を協議するとともに、大阪府と共に連携しまして、これらの事業所に対して法令を遵守するよう指導してまいります。

○烏野隆生議長

南議員。

○14番 南加代子議員

最後に要望させていただきます。御答弁では、大阪府の自然環境保全指導員の制度を調査するとのことでした。既に本市の条例に、市長は、市内の自然環境の状況を継続的に把握するため、市民などで自然環境の保全に熱意と知見を有する者のうちから自然環境調査員を委嘱することができるかとあります。岸和田市環境保全条例に基づき、パトロールの実施を強化すべきです。

他の自治体でも同様の課題があり、都道府県では、千葉県や埼玉県などが再生資源

物の屋外保管に関する条例を制定されています。それに基づき千葉市では、その立地条件に住宅地の敷地から100メートル以上離れた土地に接することとし、市民の生活環境が守られています。

再資源化されるものを扱う法令の許可などは大阪府の管轄であり、本市と府の情報交換がなければ根本解決には至りません。先進事例がありますように、大阪府に対して、再生資源物の屋外保管に関する条例制定を要望し、働きかけてください。市町村独自で条例を制定しております兵庫県三木市というところがございます。三木市におけるヤード内保管等の適正化に関する条例を制定しており、使用済みの自動車等のヤード内保管等を行おうとする者は、三木市環境保全条例に基づき、市との事前協議を経た後でないと市長に届出ができない2段階の手続を求めています。屋外保管が適正に行われる誘導をしているということです。

現在、指導するほか手だてがない現実困っているのは市民であり、相談できる場所も行政しかございません。これを受け止めてほしいのです。最後の御答弁に、庁内関係部局との情報の共有、そして対応方針を協議し、大阪府とも連携し、法令を遵守するよう指導していくとの御答弁は、取り締まる法令がまだないからではありませんか。ただ、対応を協議すると言われたので、改善に向けた動きが本当に見えたということに期待しております。そして、自然豊かな環境を継続していくこと、市民の生活環境の保全を守ることを目的に、本市も先導し、ヤード内保管等の適正化に関する条例を検討することを要望し、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○烏野隆生議長

次に、田中議員。

(9番 田中市子議員登壇)

○9番 田中市子議員

日本共産党の田中市子です。議長より発言のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問を行います。

初めに、東京2025デフリンピックに向けた取組についてお尋ねします。

今年11月15日から11月26日までの12日間にわたって、東京2025デフリンピックが開催されます。デフリンピックのデフとは、英語で耳が聞こえないという意味で、デフとオリンピック、つまり国際的な聞こえない、聞こえにくいアスリートのためのオリンピックです。東京大会の開催を控え、メディアなどでも取り上げられるようになってきましたが、パラリンピックがほとんどの方に知られているのに比べて、デフリンピックの日本での認知度は16.3%と低いのが現状です。一人でも多くの市民の皆さんに知っていただきたいという思いもあり、今回取り上げさせていただきました。

まずは、日本では初めての開催となるデフリンピックの歴史や意義についてお示してください。

続いて、子どもの居場所について質問いたします。

少子化、いじめ、児童虐待、子供の貧困、そして、昨日岸田議員が質問した不登校の増加など、子供を取り巻く環境は年々深刻さを増しています。そのような中、令和5年、2023年4月にこども家庭庁が設置されました。子供の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする、こどもまんなか社会を目指す司令塔という位置づけです。

こども家庭庁では様々な課題解決に向け、各種部会が設置され審議されています。その1つとして、こどもの居場所部会が設置

され、13回の議論を経て、2023年12月22日にこどもの居場所づくりに関する指針が、また同じ日にこども大綱が閣議決定されました。

部会の中では、全国のこども食堂数は、今年か来年には中学校数を超え、また数年後には小学校数を超えるのではないかと、最も身近な地域の居場所がこども食堂になるのではないかとといった意見も出ています。

本市において、岸和田市社会福祉協議会が把握しているこども食堂などの居場所は30か所と既に小学校数を超えており、近々また1か所開設される予定とのこと。子供を真ん中にしたコミュニティづくりに取り組む市民活動の活発さを表すもので、本市の強みと言えるものです。同時に、それぞれのこども食堂などの居場所を運営している方々からは、もっと学校をはじめとした様々な関係機関と連携ができればといった声もお聞きするところです。

そこで、子供の居場所の1つとさせていただきますこども食堂への支援について、本市としての現在の取組状況をお尋ねします。

壇上での質問は以上とし、以下、自席にて質問させていただきます。

○烏野隆生議長

山本福祉部長。

○山本隆彦福祉部長

まず、質問の1. 東京2025デフリンピックに向けた取組について答弁いたします。

デフリンピックは、国際ろう者スポーツ委員会の主催により開催される、デフアスリートを対象とした国際大会で、オリンピックと同じように4年に1回、夏季大会と冬季大会がそれぞれ開催されています。1924年にパリで第1回大会が開催されまして、今年は100周年となる記念の大会でございます。今回の大会には70から80に上る国や地域から約3000人の選手を擁する、6000

人規模の選手団の参加が見込まれており、陸上やバスケットボールなど21の競技が行われます。競技のルールはオリンピックとほぼ同じですが、耳の聞こえない人、聞こえにくい人のために様々な工夫がなされているそうです。

次に、大会のビジョンとしまして、3点掲げられております。

1点目は、デフスポーツの魅力や価値を伝え、人々や社会とつなぐ。2点目は、世界に、そして未来につながる大会へ。3点目は、誰もが個性を生かし、力を発揮できる共生社会の実現となっています。

次に、質問の2. 子どもの居場所について答弁いたします。

こども食堂に関連する業務については、大阪府子ども家庭局子育て支援課が各自治体を通じて、地域のこども食堂に向けて情報発信を行っております。福祉部といたしましては、これらの情報提供を希望する団体を本市ホームページ上で募っておりまして、大阪府から情報提供があれば、都度、希望する団体に対しましてメールで情報を提供しております。

直近では、5月に大阪府からの情報提供に基づき、食材支援の情報提供を行ったところです。その内容でございますが、農林水産省が実施する政府備蓄米をこども食堂に無償交付するものでございました。

○烏野隆生議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

それでは、デフリンピックについてから再質問させていただきます。

パラリンピックの始まりが1948年と言われていますから、デフリンピックはそれよりも24年早く始まった大変歴史のある大会です。スポーツでは様々な感覚を駆使することで、パフォーマンスがアップします。

例えば球技であれば、ボールのスピードや方向などを音でも判断するというように、聴覚も重要です。また、サッカーのようなチーム競技では、声かけなどの意思疎通が欠かせません。ですが、デフサッカーでは、音の代わりに視覚に頼ってプレーします。選手たちはジェスチャーやアイコンタクトを使って瞬時に意思疎通を図るので、チームワークと選手間の強い信頼関係が求められるとのことです。

先ほど、デフリンピックのルールはオリンピックとほぼ同じだけれども、耳の聞こえにくい人、聞こえない人のために工夫がなされているとお聞きしました。デフリンピックとオリンピックの違いに気づくことによって、聞こえない人、聞こえにくい人の障害特性や合理的配慮について理解する第一歩につながるのではないかと思います。

それで、競技の運営についてどのような工夫がされているのか、一例をお示ください。

○烏野隆生議長

山本福祉部長。

○山本隆彦福祉部長

デフリンピックでは、耳が聞こえなくても目で見て分かるような工夫がなされています。例えば陸上競技のトラック種目では、スタート音を光の合図で知らせる装置であるスタートランプを用いて、ピストルと連動させ、色の変化によって選手に合図を知らせます。

また、バスケットボールでは、競技中にファウルなどがあった場合に吹かれる審判の笛の音やタイマーの音が聞こえないことから、コートにフラッグマンと呼ばれるスタッフが待機し、笛の音やブザーがなれば旗を振り、コート上やベンチにいる人に伝えるなど、競技に合わせた視覚的情報保障を行っております。

○烏野隆生議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

運営上の工夫をお示しいただきました。様々な工夫、合理的配慮によって、選手が競技に取り組めるようにしていることが分かりました。

また、観客からの声援が聞こえないデフアスリートに応援を届けるために、身体感覚と日本の手話をベースにしたサインエールというものが、この大会を機に、デフアスリートと共に開発されています。デフアスリートにとって励みになる新しい応援のスタイル、こういったことも含め、100年の歴史があるデフリンピックがこの節目の年に日本で開催されることに大変大きな意義があり、本市の聴覚障害の方たちからも期待が寄せられています。これまでデフリンピックの存在を知らなかった方々にも、テレビ観戦などを通して、デフスポーツや聞こえない人の文化にも関心を持っていただくとともに、理解を深めていただくきっかけになるものと私も期待しています。

さて、本市では岸和田市手話言語条例を施行して7年目になります。条例が可決された議会では、私もそのときは傍聴席にいたのですが、傍聴席を埋めた皆さんの熱のこもった視線や喜びは今でも忘れられません。

この条例では、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、ろう者が、地域活動、文化活動、スポーツ活動等のあらゆる分野の活動に参加して、ろう者を含む全ての市民が生き生きと自分らしく暮らすことができる地域社会の実現に資することを目標の1つとしています。市民の皆さんに条例を知っていただき、理解を深めていただくためには、地道な周知活動を続けていくことが大事ですが、当事者の皆さんか

らは、その後の経過に対して失望にも近い声を聞くこともあり、そう簡単ではないと感じてきました。

今回のデフリンピック開催は手話が言語であることを理解する絶好のチャンスであり、条例の周知や理解を深めるチャンスでもあります。デフリンピックの開催をきっかけとして、市民の皆さんに、共生社会について考えていただけるように、本市としても取組が求められると思いますが、どのような取組をお考えでしょうか。お願いします。

○烏野隆生議長

山本福祉部長。

○山本隆彦福祉部長

本市といたしましても、市民の皆様が選手たちの活躍や競技を御覧になって、手話に関心を持っていただき、日常生活においても必要な工夫をすることによって、聞こえない人たちが様々な活動に安心して参加し、活躍できることを理解していただければと考えているところでございます。

大会の周知につきましては、開催200日前に当たる4月28日に、市のフェイスブックやXによる発信をしましたが、今後も随時広報きしわだや市のホームページ、フェイスブック、Xなどを通して、大会開催の機運醸成に取り組んでまいります。

PRにつきましては、本市のイメージキャラクター、ちきりくんが東京2025デフリンピック応援隊の一員となっておりますことから、ちきりくんにも大会開催に向けて機運醸成やデフアスリートの応援をお願いしたいと考えております。

また、喜ばしいことに、先日、本市出身の樋口光盛選手が陸上競技の日本代表に内定したとの情報を得ました。今後も本市にゆかりのある代表選手が選出されるかもしれませんが、庁舎への懸垂幕の掲揚など、

本市といたしましても代表選手を全力で応援させていただき、市民の皆様にもデフリンピックを身近に感じていただけるような取組を進めてまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

私もフェイスブックなんかで、いいねを押したりして、ちょっとでも広がるようにしているんですけども、デフリンピックに対応して様々な計画が持たれているということが分かりました。手話や共生のまちづくりについて、市民の皆さんに理解を深めていただくために、デフリンピックの開催は大きなきっかけとなると思いますが、一過性で終わらせないことも大切だと思います。

折しも、手話に関する初めての法律となる手話施策推進法がこの6月18日に成立いたしました。法律では、国や自治体が施策を進める際の基本的な理念として、1、手話の習得や使用に関する合理的配慮が適切に行われる環境の整備、2、手話文化、手話による演劇や伝統芸能などの保存、発展、3、国民の理解を深めるの3点が掲げられています。また、国には財政措置を講じることも義務づけたということです。本市においてもさらなる取組が求められることになるとと思いますが、どのような取組をお考えかお示してください。

○烏野隆生議長

山本福祉部長。

○山本隆彦福祉部長

今年度、岸和田音楽祭市民フェスティバルにおいて、岸和田市障害者自立支援協議会の皆様に御協力いただきブースを出展いたしました。そのメニューの1つとして、手話の体験会を開催いたしました。ここでは岸和田聴覚障害者福祉会など関係団体の

皆様が中心となり、来場者に手話による挨拶や自己紹介などを教えてください、お子様を含め体験された方から好評を頂いたところです。引き続き、関係団体が毎年開催されているきしわだ手話まつりへの後援を続けてまいりますとともに、12月の障害者週間の街頭啓発におきまして、手話に関するパンフレットをお渡しするなど、機会を捉えて啓発を続けることで、誰もが気軽に交流でき、手話に触れていただける機会づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、このたびの手話施策推進法の制定を受けまして、必要な取組を進めてまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

当事者や関係団体が中心となった取組に行政としても後援や支援を行ってきたとのことでした。

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」、障害者権利条約制定の中で繰り返されたフレーズですが、やはりこのことが施策推進の上で何よりも大切にしなければならないことだと考えます。聴覚障害の皆さんの意見や主体性を尊重すること。また、そのためにも、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法にもあるように、障害があっても同等の情報を得ることができるようにすることが求められます。

この間、メディアやSNSでデフリンピックが取り上げられることも増え、デフサッカーの選手が、デフリンピックに出会って聴覚障害者でもできる、聞こえなくても夢がかなう、未来が明るくなりましたとインタビューに答えているのが印象的でした。障害の有無に関わらず、スポーツをする権利、スポーツを通し自己実現が保障される

よう、市長の今回の施政方針にもありますように、そのための関係づくり、また体制づくりを進めることを求めて、この質問を終わります。

続いて、子どもの居場所について再質問を行います。

福祉部より食材支援の情報提供を行っているとの回答でした。こども食堂は、貧困家庭や親が多忙であったりして、御飯を十分に食べられない子供の増加、また独りぼっちで食事をするといった子供たちの支援をすることが始まりでしたが、先ほど申し上げましたとおり、子供やその保護者だけではなく高齢者など地域の方々も利用することで、地域の交流の場、コミュニティとしての子供の居場所という存在になり、そして広がってきています。

このような状況の下、こども食堂を含む子供の居場所の拡充、そしてまた新たな枠組みが求められると思いますが、このことについての考えをお示してください。

○烏野隆生議長

津田子ども家庭応援部長。

○津田伸一子ども家庭応援部長

子供、若者の居場所について、こども基本法に基づくこども大綱では、子供、若者が遊んだり何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが居場所になり得ますが、その場を居場所と感じるかどうかは、子供、若者本人が決めるものであるという前提に立って、居場所づくりを推進する。その際、子供の居場所を新たにつくっていくことに加え、既に多くの子供、若者の居場所となっている児童館、子供会、こども食堂や学習支援の場など、地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、子供、若者にとってよりよい居場所となるように取り組むとの内容が盛り込まれ

ておりますので、この大綱にのっとり、関係部局及び関係機関と連携し、取り組んでまいります。

○烏野隆生議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

こども大綱などに基づき取り組んでいくという回答でした。

こども家庭庁では、子供の居場所づくりを推し進めるために様々な施策を打っていますが、その中で、こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業が創設されました。これは、地域のニーズを把握し、地域資源の発掘や活用をして、居場所を求める子供を、ただいま御説明いただいたような多様な居場所につなげるなど、地域の居場所全体をコーディネートしていったり、また、安定的で質の高い居場所の運営において必要になる運営資金のやりくりや人材の活用、育成などの組織運営をサポートしたりする、そういった人材を配置するというものです。

今後、本市で様々な関係機関や居場所が連携して、子供の居場所づくりの支援体制を構築していくと。その上で、こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業は大変有効だと思います。積極的に取り組んでいただき、子供自身の思いを何よりも大切にして、子供の権利を守り、誰一人取り残さない支援体制を構築していただくよう要望して、私の質問を終わります。

○烏野隆生議長

次に、松本議員。

(22番 松本妙子議員登壇)

○22番 松本妙子議員

公明党の松本妙子でございます。発言のお許しを頂きましたので、一般質問に入らせていただきます。理事者の皆様には的確な御答弁を、議員の皆様には最後まで御清

聴よろしく願い申し上げます。

それでは、最初に1番、妊産婦のグリーフケアについてから質問させていただきま
す。グリーフというのは深い悲しみのこと
ですが、産後ケアは長い間、母子保健法の
枠組みの中で提供されるサービスが母子を
対象としてきており、その間、流産・死産
後の母親は支援対象とみなされてきません
でした。2018年から当事者や助産師たちか
ら、我が党の公明党の議員が御相談を受け、
何度も意見交換を重ねながら、流産、死産
された方への支援が抜け落ちていたことを
猛反省し、グリーフケアの取組が始まった
のが淵源だと認識しています。

その後、厚生労働省に關係団体と共に要
望書を提出し、4年前の2021年5月に、厚
生労働省から各自治体に通達が発出されま
した。しかし、まだまだ妊産婦グリーフケ
アという制度が世間に知られていないのが
現状です。少しでも理解が深まればと、本
日再び一般質問させていただきます。

私も令和4年第2回定例会では、周産期
グリーフケアと題して質問しましたが、そ
の後の進捗状況をお教えてください。

続きまして、質問の2. 加齢性難聴に対
する補聴器購入補助制度について質問させ
ていただきます。

加齢性難聴の補聴器補助については、こ
れまで市民からもたくさんの御要望を受け、
私も直接担当課に御相談させていただいた
り、令和6年第2回定例会でも一般質問さ
せていただきました。その時点では、府内
11団体が独自で補聴器補助を実施されてい
るということでしたが、そうであるにもか
かわらず、本市ではなかなか前向きな答弁
を頂くことができませんでした。

補聴器は加齢性の難聴に悩む高齢者の聞
こえを補い、日常生活を支えています。軽
度、中等度の場合、高価な購入費への国

の支援がないため使用をためらう人も多く
いらっしゃいます。

身体障害者手帳の交付対象となるような
重度でなくても、難聴を放置すれば、孤立
化や認知症のリスクが高まると考えますが、
本市の見解をお聞かせください。

壇上からの質問は以上でございます。あ
とは自席にて行います。御清聴ありがと
うございました。

○烏野隆生議長

津田子ども家庭応援部長。

○津田伸一子ども家庭応援部長

前回の御質問では、周産期グリーフケア
について相談窓口の設置、ピアサポートグ
ループとの連携、当事者への精神的な支援、
啓発活動などについて御質問や御要望を頂
きました。

まず、妊産婦のグリーフケアに関する相
談窓口につきましては、広く周知はしてお
りませんが、市として相談を受ける窓口は
こども家庭すこやかセンターであると考え
ております。前回の御質問後に、グリーフ
ケアの周知のためホームページを作成いた
しまして、こども家庭すこやかセンターで
の取組や、より専門的な相談を受けること
ができる機関、おおさか性と健康の相談セ
ンター *caran-coron* の紹介や、
また、地域で活動する自助グループやサポ
ートグループを紹介している大阪府のホー
ムページにリンクするようにしております。

○烏野隆生議長

山本福祉部長。

○山本隆彦福祉部長

質問の2、加齢性難聴の補聴器補助につ
いて御答弁いたします。

難聴になると、人や社会とのコミュニケ
ーションを避けがちになり、社会での活躍
の機会が減少し、その後、社会的に孤立す
る可能性が懸念されます。また、難聴は認

知症の危険因子の1つと言われ、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターにおいて、難聴と認知症との因果関係を調査研究しているところでございます。

○烏野隆生議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

それでは、1、妊産婦のグリーンケアから順次質問させていただきます。

ホームページに掲載しているとのことですが、まだ周知が足りないと考えます。個別の周知などに取り組むことはできないか、医療施設において、流産、死産を経験した母親へ市の相談窓口を周知してもらうなど、協力体制は取れているのかお答えください。

○烏野隆生議長

津田子ども家庭応援部長。

○津田伸一子ども家庭応援部長

グリーンケアに関しましては、非常にセンシティブな内容でございますので、大きく周知することはできておりませんが、令和7年4月から法定化されました妊婦のための支援給付では、それまで妊娠時に妊婦へ1回、出産後1回の都合2回の給付であった制度が、流産や死産、中絶等をされた方も、妊娠時だけでなく2回目も給付対象となったことから、対象者への個別面談の機会が増えたことにより、当事者の状況把握や、より専門的な相談窓口や自助グループなどの紹介をすることができております。

また、令和5年度から、流産や死産、新生児死亡、中絶などで周産期の子供を喪失し、医療機関や助産施設で支援を受けられた方は、メンタル的な継続的フォローの必要性から、御本人の同意を得て、医療機関等から各市町村の母子保健機関への情報提供が可能となりました。それによりまして、現在では、対象者への連絡及び相談など支援が必要な方に対応することができており

ます。

今後も流産や死産などを経験された方へ相談窓口などの情報提供や産科医療機関と連携した支援を行ってまいります。

○烏野隆生議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

さきの2問のお答えで、相談窓口の設置や個別の周知ができるようになっているのは一定理解しましたが、各種相談窓口と一緒に、妊婦や小さい子供を目にすることで相談しにくかったり傷ついたりすることが考えられます。アウトリーチやオンライン相談など、ほかの相談者と分けて相談を受ける配慮が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○烏野隆生議長

津田子ども家庭応援部長。

○津田伸一子ども家庭応援部長

こども家庭すこやかセンターに来所された方には、個別に面談室を用意し、相談をお伺いするなどの配慮をいたしております。また、妊産婦などを対象に、妊娠中や出産後の体調やメンタル面へのフォローを目的に、保健師や助産師などの専門職が御家庭へ訪問し、相談支援を行っておりますので、同様に、流産、死産された方への家庭訪問にも対応しております。

また、令和4年度から、オンラインによる妊産婦の子育て相談にも対応できる体制を整えております。

○烏野隆生議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

流産、死産をした方は本当にナイーブな状態であります。ちょっとした声かけでも、本人には傷つく言葉となることもあります。相談を受ける者は、当事者に寄り添う気持ちを大切に、悩みを傾聴する力と心構え

を持った人材養成が必要であり、より専門的な相談体制を取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○烏野隆生議長

津田子ども家庭応援部長。

○津田伸一子ども家庭応援部長

相談業務に従事する職員は、グリーフケアに関する知識を深め、相談者に寄り添った対応ができるようスキルアップを図る必要があると考えておりますので、専門機関が行っている研修への参加や訪問支援スタッフへの研修のテーマに取り上げるなど、専門職のスキルアップに取り組んでまいります。

専門的な相談体制に関しましては、グリーフケアに特化した職員の配置は困難ですが、現在、子育てなどに不安を抱える保護者を対象に、精神衛生の安定や健康増進を図ることを目的に、心理カウンセラーによる親支援カウンセリング事業を実施しております。流産や死産などをされた方にも当該事業の案内を行っております。今後も当事者に寄り添ったきめ細かい支援が行えますよう、体制の整備、専門職のグリーフケアに関する知識や相談能力の向上などに努めてまいります。

○烏野隆生議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

流産経験者は、妊娠された方全体の約15%、死産は年間約1万5000件発生するとされています。流産は妊娠初期に多く、死産は妊娠22週以降に起こるものです。これらの数字は決して珍しいことではなく、多くの女性が経験する可能性がある」と公益社団法人日本産科婦人科学会が述べています。

私ごとですが、私も初めての子供を4か月で流産し、2人目の子供も難病で生まれ、亡くした経験があります。だからこそ、こ

のグリーフケアの取組の大切さを痛感しております。大変ナイーブできめ細かな支援だと思いますが、本市も体制の整備が進むように御努力をお願いし、この質問は終わります。

続きまして、質問の2、加齢性難聴の補聴器補助について再質問します。

近隣市でも独自に助成を行う自治体も増えてきていますが、市の認識をお聞かせください。

○烏野隆生議長

山本福祉部長。

○山本隆彦福祉部長

全国で独自に助成を行う自治体が増加していることは承知しているところでございます。大阪府内の状況で申し上げますと、令和6年度に調査しましたところでは、近隣の泉大津市、貝塚市、泉佐野市、忠岡町など15の市町で実施しており、また令和7年度からは、大阪市、泉南市、熊取町なども助成事業を開始していることを確認しております。

○烏野隆生議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

私も近隣市の状況を調べさせていただきました。補聴器購入費補助の実施が早かったのは、貝塚市が令和4年から、市民税非課税世帯を対象に補聴器購入費用の2分の1の補助で、上限額2万5000円。泉佐野市は令和6年4月1日から、住民税非課税世帯と生活保護世帯を対象に、購入費用の2分の1、上限額5万円、65歳以上が対象。泉大津市は令和6年5月から、50歳以上の方を対象に、市民税非課税世帯には購入費用の2分の1、上限5万円、また課税世帯にも4分の1の助成、上限2万5000円を行っているということでした。忠岡町は、65歳以上を対象に購入費用の2分の

1、上限5万円。熊取町、岬町、泉南市も非課税世帯を対象に補聴器購入費用の助成が始まっており、近隣市で実施されている市町は、いずれも聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない、医師から補聴器を必要と認められた方が対象でございます。

今申し上げた市町の状況を見ましても、本市の補聴器購入補助の遅れがよく分かっていただけたかと思えます。令和6年第2回定例会の私の一般質問での理事者の答弁は、補聴器補助は国の公的助成として制度化されることが望ましいと考えると答えられ、また、永野前市長は、国の責任でやっていくべきと考えるので、これからも国に要望を続けていくとの国任せの答弁でございました。

岸和田市も4月に新しく佐野市長が誕生され、新たな息吹で出発いたしました。改めて福祉部の見解をお示しください。

○烏野隆生議長

山本福祉部長。

○山本隆彦福祉部長

高齢難聴者が補聴器を利用することで、孤立化や認知症の予防につながり、御本人の心身の健康が維持されることが考えられます。また、社会的な側面として、地域で御活躍されていた方が、コミュニケーションの取りづらさにより活動に消極的になり、一線から退かれる方もおられます。ここを解消できれば、地域の担い手の確保にもつながるものと考えられます。今後は先行して実施している市町村の状況を調査し、前向きに検討してまいります。

○烏野隆生議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

前向きに検討するという、初めてうれしい御答弁を頂きました。ありがとうございます。

ました。

あわせて、難聴に悩む高齢者が相談員や専門家による助言の下で、自分に合った補聴器を使用する体制の整備もよろしく願っています。これに対しての答えもお願いいたします。

○烏野隆生議長

山本福祉部長。

○山本隆彦福祉部長

補聴器を購入しても使っていないといった声も聞くことがございます。議員おっしゃるように、自分に合った補聴器を快適に使用できることは重要なことであり、このことを含めて、先行自治体の状況を調査検討してまいります。

○烏野隆生議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

加齢性難聴は進行の具合に個人差はあるものの、誰にでも起こり得る課題だと考えています。難聴の早期発見や、補聴器購入補助の支援で高齢者が安心して暮らせるまちづくりをこれからも進めていただければ幸いです。私の一般質問を終わります。

○烏野隆生議長

暫時休憩します。

午前11時18分休憩

午後1時再開

○烏野隆生議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

まず、宇野議員。

(12番 宇野真悟議員登壇)

○12番 宇野真悟議員

議長より発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者の皆様には、市民の皆様に分かりやすい的確なる御答弁をお願いいたします。また、議員の皆様におかれましては、いましばらく御清聴いただきますようよろしくお願いいたします。

まず、総合計画（将来ビジョン・岸和田）について伺います。

総合計画は、地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画であり、長期展望を持つ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれています。一般的に策定に当たっては、基本構想とこれに基づく基本計画及び実施計画から成るものが多く、おおむね10年間の地域づくりの方針を示す基本構想を受けて、5年程度の行政計画を示す基本計画、3年程度の具体的施策を示す実施計画の3つを併せて、地域の将来像やなすべき施策、プログラム等が記載されていることが一般的です。

それでは、本市における総合計画の位置づけや構成、計画期間についてお答えください。

次に、公民館・青少年会館の再編について伺います。

令和5年9月に教育委員会が策定した岸和田市立公民館及び青少年会館再編第1期実施計画は計画期間を令和7年度末までと定めており、その中の幾つかの施設は、本実施計画期間中に廃止するとしています。

令和7年度末、すなわち令和8年3月まで1年を切っている中、予定どおりに計画が進捗しているものがあるのかお答えください。

以上で壇上からの質問を終わります。以降については、自席にて一問一答形式で行わせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

総合計画、将来ビジョン・岸和田の役割と計画期間につきまして、総合政策部から御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、総合計画は市の最上位計画であり、市民、事業者、行政など様々な主体が行うまちづくりの指針となるものでございます。将来ビジョン・岸和田の策定に当たりましては、市民アンケートや事業者団体ヒアリングにより、本市に関わる皆様から幅広く意見を聴取しました。また、40回にわたるまちづくり市民懇話会を実施するなど、まちの将来像や地域のまちづくりについて、みんなで話し合い、考えました。総合計画は、行政だけで策定したものではなく、市民、事業者をはじめ、言わば本市で活動するみんなで作った計画でございます。

現行の総合計画、将来ビジョン・岸和田は、本市の自治基本条例で掲げている基本理念の下に、基本構想と基本計画で構成しております。まちは長い期間をかけて変化するものでございますので、まず基本構想において長期的な目標として示されております個性きらめき魅力あふれるホッとなまち岸和田という将来像を設定し、その将来像を実現するための6つの基本目標と、それを細分化した23個の個別目標を定めております。基本構想の計画期間は2023年、令

和5年から2034年、令和16年までの12年でございます。

そして、中期的な戦略シナリオとなる基本計画におきまして、昨今のような激しい社会経済状況の変化に対応し、市長が掲げた公約とも連動しながら、個別目標のうち、計画期間内に特に重点的に取り組むものを重点目標として示しております。

基本構想を実現するための基本計画は4年ごとに、そのときの社会状況などを踏まえながら見直しを行います。現在は2023年、令和5年から2026年、令和8年までの第1期計画期間中でありまして、今年度中に総合計画審議会を設置し、2027年、令和9年から2030年、令和12年までの第2期基本計画策定に向けて準備を進めているところでございます。

○烏野隆生議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

公民館、青少年会館の再編についてでございますけれども、現在予定どおり取組が進んでおりますのは、光陽地区公民館と、福祉部所管の高齢者ふれあいセンター朝陽との機能集約でございます。今年度中に、高齢者ふれあいセンター朝陽と隣接する旧デイサービスセンターの改修工事が終了予定でございますので、現光陽地区公民館は令和7年度末をもって廃止し、生涯学習施設としての機能を改修後の高齢者ふれあいセンター朝陽と隣接する旧デイサービスセンターに集約した上で、新たな公民館として令和8年4月に開館予定でございます。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

それではまず、総合計画（将来ビジョン・岸和田）について再質問いたします。

本市では、基本計画は4年ごと、それを

3期まとめて12年の基本構想期間となっております。これは市長の任期と連動し、市長の公約と連動させるため、このために以前、期間を変更したという過去もございます。今回、市長の任期の始期が想定から1年前倒しになりましたが、任期に合わせて基本計画も1年前倒しにするなど、期間と内容の見直しが必要かと考えますが、いかがでしょうか。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

将来ビジョン・岸和田は本市における第5次の総合計画に当たりますが、総合計画の計画期間を12年としたのは、前回の第4次の総合計画からでございます。第3次の総合計画の計画期間は10年と、計画期間は市長の任期と連動しているものではございませんでした。前提としまして、基本構想は市長が交代することによって見直すことを想定してはならず、中期的な戦略シナリオとなる基本計画につきましても、市長の任期に必ずしも合わせるべきものではございませんが、第4次総合計画におきましては、現在の基本計画に当たります戦略計画の期間を設定する際に、市長の任期のサイクルを考慮した上で4年としており、議員御指摘のとおり、現在の将来ビジョン・岸和田の基本計画期間も、その4年を踏襲しているところでございます。

第1期基本計画におきましては、市民の皆様とみんなで作った活動の指針である個別目標の方向性や、特にこの4年間で何に重点を置くのかを明らかにした重点目標が、現市長の掲げている公約にほぼ合致していること、そして第2期の基本計画策定に向けて準備を進めている中で、新たに掲げられている公約を実現するための取組についても、一定時間をかけて吟味する

必要があることなどから、基本計画の期間の始期を1年前倒しするといった変更は現時点では予定しておりません。

ただ、今後、計画の内容がそのときの市政運営になじまないものとなってきた場合には、1年前倒ししたり、逆に継続の必要性が出てきた場合には3年延長したりするなど、期間も含めた計画の見直しを検討する可能性はあると考えております。

引き続き、自治基本条例の定めに従い、総合計画の内容を実現するために適切な進行管理を行い、また総合計画が社会の変化に対応できるように検討を加え、必要に応じて見直しを図ってまいります。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

市長の任期が変わるのは、今回のように失職するか、辞職後に再出馬しない、または落選した場合のみです。頻繁に起こることではありません。そして、最初に申し上げましたが、総合計画は地域づくり、つまり、本市の最上位計画であります。最上位計画と民意で選ばれた市長のどちらが重要かと思えば、私は民意で選ばれた市長かと思っておりますので、市長の任期が変わった今、今後も市長の公約と連動させるべく、総合計画の内容もそうですが、期間についても見直していただきますよう要望いたします。

続いて、公民館・青少年会館の再編について再質問いたします。

光陽地区公民館の取組については、高齢者ふれあいセンター朝陽と隣接する旧デイサービスセンターの改修を行い、令和8年4月に新たな公民館として開館予定ということを確認いたしました。しかし、この実施計画の中には、光陽地区公民館のほかに、久米田青少年会館と春木地区公民館が計画の実施期間中にできるだけ早期に廃止する

ものとしておりますが、現状どうなっているのかお答えください。

○烏野隆生議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

久米田青少年会館や春木地区公民館・春木青少年会館につきましては、両施設とも老朽化により耐震性に欠け、利用の安全性が確保できないことなどから、早期の施設再編に向けて最優先に現在も取り組んでいるところでございます。現在は、地域住民や施設利用者の皆様からの御要望も頂きつつ、再編に向けて意見交換を行っているところでございます。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

現在、令和7年6月といいましても、もう6月末でございます。今年度末の令和8年3月末まで8か月ほどしかない状態です。先ほどの御答弁ですと、久米田青少年会館や春木地区公民館・春木青少年会館については、今年度末までに全ての協議を完了し、施設を廃止するということですが、現実的にタイムスケジュール的には非常に厳しいという印象ですが、いかがでしょうか、お考えをお示しください。

○烏野隆生議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

議員から御指摘いただきました再編の計画期間につきましては、こちらも十分に認識しているところでございまして、現状では、実施計画策定当初の予定どおりには取組を進めることは難しい状況ではございますが、何分にも対象施設は老朽化が進み、また耐震性に欠けていることから、利用者の安全を第一に、引き続き地域や利用者の皆様との意見交換と丁寧な御説明を重ねま

して、再編に向けて御理解を得られるよう努めてまいりたいと考えています。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

地域の皆様や利用者の皆様との意見交換と丁寧な説明を重ねることは私も重要なことかと考えますが、現実的には、今年度末の廃止は不可能かと思えます。現在のスケジュールを延長することも含め、地域や利用者の皆様に速やかに説明するべきではないでしょうか。このまま年度内に協議が調わない場合は、皆様との協議を継続していただけるのか強く危惧するところですので、これについて御説明ください。

○烏野隆生議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

実施計画の計画期間は今年度末に迫っておりますので、難しい状況ではございますが、公民館、青少年会館の再編には、地元の御理解を頂いて協議が調うことが大変重要でございますので、地域や利用者の皆様と協議を進め、ぎりぎりまで努力してまいりたいというふうに考えてございます。

なお、協議が年度内に調わない場合には、引き続き地域や利用者の皆様との協議を継続いたしまして、廃止時期を含め判断していきたいというふうに考えてございます。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

仮に協議がまとまらず、令和7年度末を迎えても、直ちに施設を閉館、廃止せず、地域や利用者の皆様と協議を継続することが確認できました。市として、期間ぎりぎりまで協議するというのは当たり前の答えなのかもしれませんが、公民館を利用している皆様の公民館活動団体登録は秋

頃だと聞いております。来年度、その施設が使えるのか使えないのかはっきりしない状態ですと、利用している方に大変な迷惑がかかるのではないのでしょうか。現実的な期限はもっと短いはずです。計画どおりに進まない場合は、計画の延長も含めて、利用者等に直ちに周知することを求め、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○烏野隆生議長

次に、海老原議員。

(7番 海老原友子議員登壇)

○7番 海老原友子議員

日本共産党の海老原友子です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問を行います。

1点目は、加齢性難聴に対する補聴器購入補助制度について、福祉部にお聞きします。

加齢性難聴の補聴器購入補助制度については、市民からの要望が強く、今口千代子元市議会議員が質問したときから、3年がたちました。私も引き継いで、一昨年6月に議員となって最初の一般質問で訴えました。当時は全国で僅か1年半で3.5倍の123自治体に急増するも、府内では貝塚市、交野市、泉大津市、岬町のみという状態でした。

これまでの答弁では、それは国がすることという冷たい答弁の繰り返しでした。午前中の松本議員の質問と重なりますが、検討していただくというこれまでにない大変前向きな御回答をお聞きしました。今回、市長も替わられたこともあり、再度、福祉部のお考えをお聞かせください。

2点目は、こども誰でも通園制度について、令和8年度実施に向けて、市の取組について、子ども家庭応援部にお聞きします。

こども家庭庁は、令和5年12月に、少子

化対策の一環としてこども未来戦略を策定しました。こども未来戦略では、目指すべき社会の姿として、「若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、そして、こどもたちが、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、生まれ、笑顔で暮らせる社会」を目指すとしています。しかし、政府は少子化の要因について検討もせず、その問題解決であると考えられる、若い人の働かされ方や子供の貧困に対して何の対策も示さず、聞こえのいいこども未来戦略を策定しました。その一環として、こども未来戦略で記載されているこども誰でも通園制度について、御質問いたします。

こども誰でも通園制度は、当時の岸田政権が鳴り物入りで制度化したものであり、全ての子供、子育て世帯を対象とする支援の拡充を目指したものと聞いています。現在、全国約120自治体で試行的事業として取り組んでいます。多くの課題が寄せられていると聞いており、当初の目的である全ての子供、子育て世帯を対象とする支援の拡充になっているのか、非常に疑問があると感じています。まずは、こども誰でも通園制度の概要についてお聞かせください。

3点目は、本市の地域猫活動等に対する取組及び動物愛護に対する考え方・方針についてです。

これまでも地域猫活動については、他会派の議員からも何度か一般質問で取り上げられてきました。私も昨年、地域猫活動に関連する市の業務について質問させていただきました。さくらねこ無料不妊手術事業行政枠に参加し、廃棄物対策課が窓口となって、TNR活動をしている団体に無料手術チケットを配付していること、また、公園での地域猫に関する苦情などについては、

水とみどり課、現在の公園緑地課が対応していることが答弁され、両課が良心的に取り組んでくださっていることが分かりました。

ボランティアの方たちは、補助制度がないために、カンパや空き缶を集めて資金づくりをされている方もありますが、ほぼ私費でTNR活動をされています。しかし、活動への理解の不十分さからトラブルになることも多いとお聞きしています。

私も議員になって地域猫活動のことを知りましたが、知れば知るほど、この活動の意義を痛感しています。活動の根本に命の大切さがあることを知りました。単に猫が好きという活動ではなく、地域で猫も人も安心して過ごせることを願って活動されています。活動者への援助とともに、活動の理解、啓発の普及が必要であり、行政はもっと積極的に関与すべきであると考えます。

さて、所有者のいない猫のふん尿被害、無責任な餌やりなど、地域でのトラブルは深刻と聞いています。以前の答弁において、他の衛生関係業務と併せて効率的な執行体制を検討しているところがございますとありましたが、その後の検討状況はいかがでしょうか。

壇上での質問は以上です。これよりは自席にて行います。

○烏野隆生議長

山本福祉部長。

○山本隆彦福祉部長

質問の1. 加齢性難聴に対する補聴器購入補助制度について答弁いたします。

加齢性難聴の方が補聴器を利用することでコミュニケーションが取りやすくなり、日常生活の質の向上にも寄与するものと考えられます。また、近隣自治体において助成制度を実施しているところが増えていることも確認しております。高齢になっても、

地域で少しでも御活躍できるよう、助成制度につきまして前向きに検討してまいります。

○烏野隆生議長

津田子ども家庭応援部長。

○津田伸一子ども家庭応援部長

御質問の2. こども誰でも通園制度について御答弁いたします。

こども誰でも通園制度は、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備することを目的に、令和8年度から全国の自治体で実施することになっております。生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子供が利用対象となりまして、1回当たりの預かり時間は午前、午後など、地域や施設の実情により事業開設者が利用時間を自由に設定することができます。なお、職員配置、施設の設備等につきましては、国の定める基準を遵守する必要があります。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

衛生関係業務の所管の検討状況についてでございますが、現在、衛生関係業務として、飼い主のいない猫によるトラブル防止などの市民の快適な生活環境確保のための業務も含め、浄化槽に関する業務、ネズミや衛生害虫の駆除、飼い犬登録その他狂犬病予防法に基づくもの、専用水道や飲用井戸に関するものなど、各部において衛生管理業務を所管しております。

業務の執行体制については、各部の要望を踏まえて検討し、当該業務につきましても、引き続き効率的な執行体制を検討しているところでございます。

○烏野隆生議長

海老原議員。

○7番 海老原友子議員

補聴器購入費補助については、住民の声を聞いて制度化している自治体は、今や、5月30日現在ですが、464自治体に広がっています。本市もそうなることをうれしく思います。

さて、その内容ですが、補助額3万円の自治体が一番多く、上限10万円以上のところが9自治体、現物支給のところも6自治体あります。また、対象者も18歳以上というところもあり、所得制限のない自治体も増えています。補聴器購入費補助制度は、日本共産党議員団としても公約として掲げてきました。3年越しの要求ですし、御検討いただくに当たり、一人でも多くの市民に喜んでもらえる制度になることを切に願います。

子ども家庭応援部に再度お聞きします。制度の概要については理解しました。では、令和8年度から全国の自治体で開始することですが、本市での取組状況について、どのような状況でしょうか、お聞かせください。

○烏野隆生議長

津田子ども家庭応援部長。

○津田伸一子ども家庭応援部長

こども誰でも通園制度につきましては、来年度から全国の自治体で実施されることから、本市におきましても、内部調整、関係者との協議のほか、試行的に実施している保育施設への視察も検討しているところでございます。事業開始に当たりましては、制度の目的を達成することはもとより、保護者が安心して御利用できる事業となるよう努めてまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

海老原議員。

○7番 海老原友子議員

保護者が安心して利用できる事業となることは当然ですが、市民の声、特に利用者

となる保護者の意見等は、制度を考えるに当たって参考にされないのでしょうか。

○烏野隆生議長

津田子ども家庭応援部長。

○津田伸一子ども家庭応援部長

こども誰でも通園制度に限らず、利用者である保護者の意見を参考にすることは非常に重要であると認識しているところでございます。本市では昨年度、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たりまして、アンケート調査を実施いたしました。これらのアンケート調査の結果等も踏まえつつ、よりよい制度となるよう検討してまいります。

○烏野隆生議長

海老原議員。

○7番 海老原友子議員

令和8年4月から全国で一斉に実施することとなっていますが、各自治体では内部調整が大変だと思います。基準を決め、条例を制定し、保護者の声を聞きながら、事業者を募り、認可し、実施体制を整える必要があります。また、並行して、市民には新たな制度を周知し、希望者を受け付け、認定する必要があります。試行実施している自治体への視察も予定されているとのことですが、年度内でこれだけの内部調整ができるのかと危惧するところです。

また、制度開始後もこの制度の利用者だけでなく、子育て支援センターの利用者、乳幼児健診に来られた方などの声を聞くなどして、よりよい制度となるよう、引き続きの努力が求められることとなります。

しかし、国が示した基準、利用方法では、適切な保育の提供が困難であったり、財政措置が不十分な点や、通常保育に支障が出る危険性や、公的責任の後退が危惧されるなどの問題が指摘されています。国の机上での計画は現場を全く無視したものであり、

問題点の多さや、本来の目的に合致したものでかどうか懸念する点もある中、実施見送りできればと強く思うところです。

ワンオペ育児など、子育ての悩みに応え、全ての子供の育ちを応援するという理念は重要だと考えます。最初の御答弁にありましたように、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備することを目的に実施される事業でありますから、その目的に合致した事業になることはもちろん、現行の保育環境に支障を来すことなく、さらに充実し、市内の全ての子供たちが安心・安全に過ごせることを強く要望して、この質問は終わります。

総合政策部に再度質問します。引き続き効率的な執行体制を検討していただいているということですので、よろしくお願ひします。

本市では飼い主のいない猫や地域猫のふん尿被害の苦情などに対しては、それぞれの担当課での対応となるわけですが、具体的な対応はできず、大阪府の動物愛護管理センターにつながるが現状ということです。過去3年間の大阪府の管理センターに本市から寄せられた猫に関する苦情は、大阪府下の中核市以上を除く34市町村の平均を2倍から3倍超え、断トツです。ちなみに令和6年度は平均79件に対し、本市は210件という状況です。それぞれの担当課で苦情を聞いたり、できる範囲の対応をしていただいていると思いますが、動物愛護という視点での所管はありません。

7年前、自治振興課が所管する市民活動サポートセンター主催で、市内の動物愛護団体の交流と市民講座を企画していただいたことがあり、それがきっかけで無料不妊手術チケット配付が行われるようになりました。しかし、現在はそういった交流もなく、個人や団体がばらばらに活動されてい

ます。

動物愛護の所管があれば、行政が積極的に支援、援助し、市民への動物愛護の啓発も進むと考えます。所管の配置、動物愛護に関する条例を本市で制定することについてお聞かせください。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

動物愛護に関わる事務につきましては、都道府県の権限の事務となっております、市としては、必要に応じて府の政策を補完、補充するなどの立場であると認識しております。条例等の例規の整備につきましては、大阪府との役割分担を踏まえまして、関連業務の所管部署と共に研究してまいります。

○烏野隆生議長

海老原議員。

○7番 海老原友子議員

大阪府との役割分担、連携も必要かと思えます。その中でも、市民に寄り添い、速やかに適切な対応ができる体制と条例制定に向け検討していただきたいと思えます。

昨年9月議会で一般質問した際に申し上げたことですが、2019年に改正された動物愛護管理法では、都道府県などでは動物愛護管理担当職員の配置が義務づけられ、指定都市や中核市以外の市町村でも配置努力が求められています。動物愛護管理担当職員は、動物の適正な飼養や保管に関する専門的知識を持つ職員で、地方公共団体が条例で定める範囲で配置できるとなっています。市町村においても、動物の愛護と管理に関する事務を行うために、動物愛護管理担当職員を置くよう努めることが求められていると説明し、その際、担当課設置と動物愛護管理条例制定を要望しましたが、本市において恒常的、慢性的な職員不足にあって、現時点での担当課設置はかなり厳し

いものと理解します。

それならば、専門的知識を有する動物愛護管理担当職員配置を検討していただきたいと思えます。動物愛護管理担当職員は、動物のためでもあります、人のための職員でもあります。例えば、餌やりルールの設定で市民間のトラブルの防止、きれいに餌やりしてもらうことによって、環境保全、TNR促進活動により、野良猫の減少により、人の衛生環境の改善が図れるといった点が挙げられ、動物愛護管理担当職員の役割は大きいと考えます。

動物問題は、地域の問題です。地域の保護ボランティアとの密な連携、地域で起きたトラブル等、大阪府では対応できないことが多々あります。しかし、担当職員がいることで、府との連携も取りやすくなり、スピーディーな対応ができると思われれます。また、動物愛護の問題は、福祉、教育にも関わりの深い問題でもあります。殺処分や、多頭飼育崩壊の問題をなくすためにも、命の大切さを市民一人一人が実感し、動物と人が幸せに暮らす環境づくりが必要です。

動物愛護を所管する部署がありませんので、動物愛護に関する市長の見解をお聞かせください。

○烏野隆生議長

佐野市長。

○佐野英利市長

動物愛護が非常に大事であることは認識しております。部長答弁にもありましたように、動物愛護に関わる事務は都道府県の事務となっておりますが、府とは役割分担を踏まえて、本市として、市民の皆様の生活環境の改善やまちの美化だけでなく、住民同士のつながりや、福祉、教育との関連も考えながら、引き続き本市が担うべき役割を十分に検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

海老原議員。

○7番 海老原友子議員

ぜひ前向きに関係課が連携して取り組んでいただきますように願ひまして、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○烏野隆生議長

次に、友永議員。

(16番 友永修議員登壇)

○16番 友永修議員

公明党の友永修です。発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者の皆様には、質問の意図をお酌み取りいただきまして、的確な御答弁をよろしくお願いいたします。議員の皆様には、しばらくの間御清聴賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

まず、ペット同行避難について質問いたします。

このテーマにおいて、私が過去の議会で高比良議員から侮辱と誹謗中傷を受けてきたことは、皆さん御存じのことだと思ひます。そこで、後日、高比良議員に対し発言の根拠を問いただしました。すると、根拠はなく、昨年(2022年)の第2回定例会総務常任委員会で私に指摘されたことを逆恨みし、その報復として攻撃したと言ひました。根拠のないうそであるなら撤回すべきだとの要求に対しては、謝罪も撤回もしない、後は裁判にかけてくれと言ひ放ちました。全く理解不能な考えであります。また、誰がどんなテーマで議会質問しようが、その後自分が質問した時点で、それまでのことが上書きされ、彼の言葉で言う手柄も上書きされるというのが彼の持論だそうです。これも全く理解できません。(発言する者あ

り)

何をごちゃごちゃ言うてんねん。黙って聞いとけよ。

○烏野隆生議長

高比良議員、着席してください。

友永議員も通告の内容を外れていると思ひますので、通告に従って発言してください。

○16番 友永修議員

ですので、私自身がこれまで取り組んできたことを粛々と継続していきたくて考えております。

それでは、質問に入ります。

本年4月にペットのための防災対策としてペット同行避難マニュアルが完成し、本市ホームページに掲載されました。いよいよペット同行避難が始まりますが、まだまだ課題は多くあると思ひます。

まず、本市のペット同行避難マニュアルについてですが、市民への周知はどうされたのか、私の感覚では、あまり市民に浸透していないように思ひますが、現状についてお示しください。また、本市マニュアルの特徴などをお示しください。

次に、自転車用ヘルメット着用の啓発について質問いたします。

令和5年4月から、年齢にかかわらず、自転車の利用者全員にヘルメット着用が努力義務となり、同年の第2回定例会にて、市民へのヘルメット着用の啓発とヘルメット購入費の支援を要望させていただきました。そして、令和6年度に購入補助事業として予算がつけられました。

まず、この事業の評価についてお示しください。

以上、1回目の質問を終わります。2回目以降は自席にて行わせていただきます。的確な御答弁をよろしくお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

○烏野隆生議長

西村危機管理部長。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱

ペットの同行避難について御答弁いたします。

近年はペットとの同行避難が可能な避難場所を確認したいとの市民からの問合せもたくさん頂戴しております。令和7年4月のマニュアル完成後、ホームページへの公開と並行して、広報きしわだの固定記事へペットのための防災対策を掲載しております。今後は地域の出前講座でも周知していく予定でございます。

ペットの同行避難マニュアルの内容につきましては、飼い主及び施設管理者向けに、受入れ可能なペット、ペットの受入れ条件、ペットの受入れ可能な避難所などを掲載しております。さらに、飼い主として、住まいや飼育場所の防災対策、ペットのしつけや健康管理、ペットの所有者明示、ペットの避難用具や備蓄品の確保など、平常時から備えていただきたい内容を掲載しております。また、ペットとの同行避難など、災害発生時の対応も併せて掲載しております。

○烏野隆生議長

奥野まちづくり推進部長。

○奥野光好まちづくり推進部長

自転車用ヘルメット着用の啓発について御答弁申し上げます。

自転車用ヘルメットの購入費の一部補助については、議員お示しのとおり、令和5年4月から自転車におけるヘルメットの着用の努力義務化を受けて、自転車の事故による受傷を防止するための自転車用ヘルメットの普及を目的とし、令和6年度に行ったものです。内容は、岸和田市内に居住している13歳未満の子供及び65歳以上の高齢者を対象とし、購入価格の2分の1の額、上限2000円で補助を行ったものです。その

結果は申請件数983件、執行予算額184万5300円、執行率にいたしまして約92%となっております。

自転車用ヘルメットの着用に関する調査については、警察で進められておりまして、現段階では取りまとめ中とのことですが、一定の効果はあったものと考えております。

○烏野隆生議長

友永議員。

○16番 友永修議員

それでは順次再質問させていただきます。

ペットの防災対策として、マニュアルの特徴について簡単な説明を頂きました。また、ペット防災手帳についても、過去の質問で御紹介させていただきました熊取町の防災手帳を参考に、本市でも取り入れたことを確認しております。

その上で、私が考える課題の1つに、市民全体が各避難所でペット同行避難を受け入れていることを認識していなければトラブルの原因になりかねないですし、発災後の緊迫した状況、精神状態の中で、ペットと飼い主が肩身の狭い思いをしないように配慮することも必要だと考えます。そのため、過去の質問で何度も訓練の必要性を訴えてまいりました。

確認いたしますが、マニュアルには、いざというときに適切な対応ができるように、日頃からペットのしつけや、避難生活で必要になる物資の準備を行うことなど、周りの方への配慮が必要ですねと記載されております。もちろんそのとおりだと思っております。しかし、同行避難される方の心得だけではトラブルを防ぎ切れないのではないかと考えます。ペット受入れ状況も各避難所によって違います。

改めて、定期的な訓練の実施が必要だと考えますが、本市の見解をお示してください。

○烏野隆生議長

西村危機管理部長。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱

毎年、施設管理者との打合せにペット収容の可否や、可能な場合の避難所の確認作業を行ってもらっており、引き続き施設管理者の理解を得ながら、受入れ可能な避難場所の数を増やしていきたいと考えています。

それとともに、ペット同行避難の訓練につきましても、地域での防災訓練等に取り入れてもらえるよう提案してまいりましたが、実施には至っておりません。これまで調査検討を進める中で、我々が主体となって訓練を実施するためには、さらなる知識、ノウハウが必要となりますことから、マニュアル作成時に御協力いただきました大阪府にも相談し、早急に応援・協力体制を構築していきたいと考えております。

○烏野隆生議長

友永議員。

○16番 友永修議員

地域の防災訓練などにおいてペット同行避難訓練を提案しているところ、まだ実施には至っていないとのことでもあります。それならまずは、市が実施している避難訓練に取り入れてみることも1つではないかと考えます。市が実施し、課題点などを把握した上で、地域の訓練にもつなげていくべきだと考えるからであります。

そしてまた、各避難所の管理者及び担当職員の変更などもあると思います。先ほどの答弁でも、管理者との定期的な協議をしていると確認しております。協議の場で発災時の対応を確認することは当然ながら、定期的な訓練も必要であることを改めて指摘、要望させていただきます。繰り返しペット同行避難を含めた訓練がなされることにより、市民への周知も広がるのではないかと考えますので、どうかよろしくお願

いたします。

また、飼い主が発災時に万全の準備、餌やゲージ等の用意をして避難所に来られるとは限りません。そんなときに、各避難所の備蓄品だけで対応するには限界があると思います。そのため、いざというときに御協力していただける民間の企業や団体との連携が必要だと考えます。

現在、そのような提携をしている団体等にどのような協力を頂けることになっているのか、その詳細についてお示しをお願いします。

○烏野隆生議長

西村危機管理部長。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱

現在、各避難所にはペット用品を備蓄しておりません。飼い主自身で飼育しているペットに必要なペットフードや水、療法食や常用薬、ゲージ、トイレ用品などをふだんから準備していただき、避難が必要な場合に持参していただくことを想定しております。

ただ、避難所生活が長期化するにつれて、ペット用品が不足する事態も考えられますので、本市で提携しております防災協定の中で、ホームセンターのDCMダイキ株式会社、株式会社ビバホーム、ドラッグストアのスギホールディングス株式会社と取扱いされている商品の中から、生活必需品の一部としてペット用品やペットフードの供給を受けることとしております。

○烏野隆生議長

友永議員。

○16番 友永修議員

お示しいただきました民間企業と提携し、災害時の協力体制を取っているとのことでもあります。より多くの企業や団体からの協力を得るための方策を考えるべきだと考えますが、その1つとして、近隣他市町との

広域連携による取組も有効であると考えます。ペット同行避難についてではありませんが、防災対策において既に近隣他市では、各市長が出席してのフォーラムなどを実施し、連携を進めている自治体もあります。こういった他市町との連携で、ペット同行避難も含めた防災対策を進めることも重要であると考えます。

例えば、各市町それぞれの動物愛護団体のネットワークがあれば、災害時に万が一どちらかが同行避難を受け入れられない状況になったとしても、団体などがお互いフォローし合える体制ができていれば、カバーし合えます。非常に有効だと考えます。このような広域での取組について、佐野市長のお考えをお聞かせください。

○烏野隆生議長

佐野市長。

○佐野英利市長

個別の防災協定につきましては、担当課で内容を精査し、判断していくこととしております。また、南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合に本市単独で対応を行うことは限界があるため、広域での連携・協力関係を構築していくことが重要であると考えております。その上で、平時からの連携を進め、お互い顔と顔の見える関係を維持することが大変重要と考えております。

○烏野隆生議長

友永議員。

○16番 友永修議員

佐野市長がより積極的に取り組んでいた、広域での連携を充実させ、人とペットの防災対策がともに進展するような取組をお願いいたします。

少し話は戻りますが、本市が提携している防災協定に基づき、ペット用品などの供給を受けるとの答弁がありました。協定締

結先は先ほどの答弁で数社とのことであります。災害の種類や規模により締結先が何らかの被害を受け、十分な協力ができなくなる場合も考えられますので、さらなる締結先の確保に努力していただきたく思っております。現在、締結先の拡大について何か取り組まれていることがあればお示しをお願いします。

○烏野隆生議長

西村危機管理部長。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱

防災協定につきましては、契約等とは異なり、任意のお申出に基づく申合せでございますので、現在たくさんのお申出を頂く中で、提案いただく相手方と本市双方にメリットがある場合に初めて締結に向けて協議を進めていくものと認識してございます。また、他の自治体での事例などを参考に、本市にとってメリットがあると判断できる場合は、こちらから積極的に協力をお願いをしていきたいと考えております。

○烏野隆生議長

友永議員。

○16番 友永修議員

防災協定は、防災全体に関わることでありますので、引き続きの協議をお願いいたします。

その上で、ペット関連での協力を頂ける民間企業の拡大はもちろんですが、ペット用品だけでなく、避難訓練や避難所におけるペットのしつけなど、人の協力も必要だと考えます。例えば、大阪府が締結している動物愛護団体に協力を仰ぐなど、事前に連携を取ってみてはどうかと考えます。本市が求める協力内容と実際に対応していただける内容を把握しておけば、避難所の充実度が増すと思います。また、そのつながりから協力いただける新たな民間企業との連携が広がるかもしれません。この点につ

いても、本市の考え方や実績などがあればお示してください。

○烏野隆生議長

西村危機管理部長。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱

議員御質問の動物愛護団体との連携につきましては重要と考えており、どのような支援を御提供いただけるのかについて把握してまいりたいと考えております。

その一方で、動物愛護の事務権限は都道府県にございますことから、大阪府の動物愛護管理センターとの連携も密にし、避難所でのペット防災の対策を推進していきたいと考えております。

○烏野隆生議長

友永議員。

○16番 友永修議員

他市町との広域連携の強化と、企業や愛護団体などとの協力体制をより充実したものにできるよう、これからもよろしく願いいたします。

さて、愛知県豊田市では、ペット同行避難の対応の1つとして、段ボールハウスを導入しております。過去の議会でも他の議員から紹介されたと思いますが、名古屋工業大学の北川教授が開発し、能登半島地震の際に避難所に届けられ支援につながった段ボールハウスのことであります。豊田市では40基を購入し、災害用備蓄品として準備しております。20分程度で組立てが可能な簡易なもので、屋内で使用するものであります。鳴き声等の問題が発生した際など、必要に応じて活用しているとのことであります。

ペット同行避難者だけの利用となると、また別の課題も出てくると考えられるので、活用の仕方については検討が必要だと思っておりますが、避難所の環境整備の1つとして有効ではないかと考えます。このような段ボ

ールハウスの導入を提案したいと思います。が、本市の見解をお聞かせください。

○烏野隆生議長

西村危機管理部長。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱

議員御指摘の段ボールハウスにつきましては、能登半島地震の際、本市から派遣した応援職員が避難所にて実際に目にしておりますので、こういった商品であるかは把握しております。今のところ本市での検討と導入には至っておりませんが、避難所の機能強化は優先度の高い重要な課題であると認識してございますので、引き続き避難所の環境整備に努めてまいります。

○烏野隆生議長

友永議員。

○16番 友永修議員

最初に申し上げましたとおり、ペット同行避難への周知、そして理解を高めていただき、災害時に人とペットが共に避難生活ができるよう環境整備に努めていただきますよう重ねてお願いしまして、この質問を終わります。

次に、自転車用ヘルメット着用の啓発について再質問いたします。

事業評価として一定の効果があつたとのことであります。事業の実施前のデータでは、ヘルメット着用率の平均値より本市が低かったことから、平均値までの人数に合わせて補助の金額等を設定して実施したと聞いております。予算執行率が92%ということなので、数字上はほぼ平均値となつたのかなと思っております。ヘルメットを着用した方をよく見かけるようになりましたが、まだまだ未着用の方が断然多いと思っております。

さらに、令和6年11月1日に道路交通法が改正され、自転車運転中の新たな罰則として、酒気帯び運転や運転中のながらスマ

ホなどが危険な運転として整備されました。全て重大事故を防ぐためであり、貴い命を守るためだと考えます。そのため、自転車ヘルメットが当たり前の世の中にとの思いで、前回の質問では、ヘルメット着用の啓発を強く要望したところであります。

そのときに頂いた答弁は、ヘルメットの着用につきましては、着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べ約2倍高くなっているというデータがあることから、着用者を増やすことが大切であると認識してございます。今後も、関係団体などと連携を図り、一人一人が安全で安心な暮らしにつながるよう、交通安全に取り組んでいく次第でありますとの内容でありました。

そして、所管する担当課では、購入補助に取り組むとともに、庁内への説明や根回しをはじめ、岸和田警察や岸和田交通安全協会と連携を図り、学校や自転車屋などに相当の啓発活動を行ってきたものと認識しております。

改めて、関係団体などとの連携についてお尋ねいたします。どのように連携し、どのような取組がなされたのかをお示しくください。

また、前回の答弁からも、本市としてヘルメットの着用が必要だと認識であると思っておりますが、確認いたします。それでよいのかどうかもお聞かせください。

○烏野隆生議長

奥野まちづくり推進部長。

○奥野光好まちづくり推進部長

岸和田市としても、自転車用ヘルメットの着用が必要と認識してございます。議員御指摘のとおり、重大事故を防ぎ、貴い命を守るため、近年自転車の安全に関する道路交通法の改正が続いており、令和8年春頃からは、ながらスマホや信号無視、一時

不停止、右側通行等の悪質で危険な運転に対して、交通反則通告制度、いわゆる青切符が適用されると聞いております。

そういった自転車の交通安全への意識が高まっている中、岸和田警察や岸和田市教育委員会、岸和田交通安全協会などと連携し、自転車用ヘルメットの着用も含め、交通安全イベントでの啓発活動、交通安全教室などを実施しております。

中でも、交通安全教室に関しては、令和6年度においては、幼稚園、小学校、中学校、高校、高齢者向けで、計30回程度を実施しておりまして、本年度におきましても継続して実施しております。

○烏野隆生議長

友永議員。

○16番 友永修議員

教育委員会や岸和田交通安全協会などの団体をはじめ岸和田警察等から、ヘルメット着用のお願ひも含め、交通安全教室などを実施し、啓発活動を継続しているとお示しいただきました。これからも市民への啓発をよろしくお願ひいたします。

しかしながら、疑問に感じているのは、啓発している岸和田市におきまして、いまだに着用していない職員が多数いるということも現実であります。勝手な推測ではありますが、対外的には啓発しつつも、市役所職員には、あくまでもヘルメット着用は努力義務であるので、規定のある法律だけを守ってさえいれば、それ以外は取り組まなくてもいいという方針なのかと考えざるを得ません。職員の行動、取組が市民にも伝わり広がるのではないかと考えます。これについて本市の見解をお示しくください。

○烏野隆生議長

奥野まちづくり推進部長。

○奥野光好まちづくり推進部長

岸和田市として、職員のヘルメット着用

など、模範的な交通行動は必要と考えており、市役所ホームページ上に、市役所内外に向けたヘルメット着用についての啓発動画の掲載や、毎年5月、11月の自転車月間における庁内への啓発用ポスターの掲示等、職員への啓発活動にも努めてまいりました。その結果、ヘルメットの着用についての理解も広がってきていると考えておりますが、引き続き職員のヘルメットの着用を働きかけていきたいと考えております。

○烏野隆生議長

友永議員。

○16番 友永修議員

職員の模範的な交通行動は必要と考えているとの御答弁を確認いたしました。

さて、「交通事故をなくす運動」岸和田市推進本部の会長を担っているのが岸和田市長であります。令和7年3月17日付で構成団体に、「自転車用ヘルメットの着用について」とのタイトルで通達をされております。当時は岸和田市長職務代理者の岸副市長の名で出されておりました。交通施策の担当副市長でもあります。

そこで、副市長にお尋ねいたします。通達文には、努力義務ではありますが、所属の職員・会員自身が率先して模範的な交通行動、ヘルメット着用に努められるよう特段の配慮をお願いいたしますとありました。質問が重複いたしますが、改めて会長である岸和田市として、ヘルメット着用など、模範的な交通行動についてどう考えているのか、またどう行動されてきたのか、お示しをお願いします。

○烏野隆生議長

岸副市長。

○岸勝志副市長

議員御指摘のように、自転車用ヘルメットに代表される自転車の交通安全に関する取組は、さらに充実させていくことが必要

と考えております。今後の進め方につきましては、まずは昨年度の取組を精査し、取組内容について、「交通事故をなくす運動」岸和田市推進本部を構成している岸和田警察や岸和田交通安全協会、町会連合会などの団体とも連携、協力が図れるよう、十分協議調整していく予定でございます。

ヘルメットの着用は努力義務とされていますが、その意味と重要性を理解し、自ら進んで行うことが、模範的な交通行動としてとても大切であると考えております。子供や若者、大人を問わず、見本となる行動は、社会全体の安全意識を高めるものであり、率先してヘルメットをつけることで、子供や周囲も自分もやろうと思いやすくなります。信号を守る、一時停止する、夜間にライトをつけるといった他の模範行動にもつながりやすくなります。特に保護者や指導的立場にある者がヘルメットを着用することは、子供の交通安全意識を正しい方向に導くための模範的な行動と言えます。

そういった意味で、職員へのヘルメット着用などの啓発はもちろん、何より市民の皆様による重大事故を防ぎ、命を守っていただくために、自転車用ヘルメットに関する購入補助、啓発活動、安全教育などについて、繰り返しになりますが、令和6年度の取組を精査し、検討を進めてまいります。

○烏野隆生議長

友永議員。

○16番 友永修議員

自転車用ヘルメットに代表される自転車の交通安全に関する取組をさらに充実させていくことが必要であるとの御答弁を確認いたしました。市民のヘルメット着用率を上げるために、職員の模範的な行動につながるよう、担当副市長としてリーダーシップを発揮していただきますようお願いいた

します。

さて、自転車用ヘルメットに関する購入補助、啓発活動、安全教育などについて検討を進めるとのことでありました。啓発活動や安全教育について、具体的な内容はどのようなことを考えているのか、お示しをお願いします。

○烏野隆生議長

奥野まちづくり推進部長。

○奥野光好まちづくり推進部長

既に啓発活動については、岸和田警察や岸和田交通安全協会、岸和田市交通指導委員会などと協力し、春の全国交通安全運動での啓発等だけでなく、市内の学校などを対象とした交通安全教室の際の自転車用ヘルメットの着用についての啓発や、市営駐輪場への啓発のぼりの設置、啓発イベントの実施など、現段階でも実施可能な対策について進めております。また、ヘルメット購入補助についても、さらに効果的な補助制度について検討を進めております。

○烏野隆生議長

友永議員。

○16番 友永修議員

より効率的な啓発活動がなされるよう期待しておりますので、よろしく願いいたします。

また、自転車用ヘルメットの購入補助も検討を進めるとありましたが、ぜひとも実現していただきたいと思っております。令和6年度の補助制度は、13歳未満の子供と65歳以上の高齢者が対象となっております。着用率を上げるための1つとして、対象者の拡大を検討していただきたいです。例えば、13歳未満の子供がいる保護者であったり、65歳を60歳にしてはどうかと考えておりますが、本市としての考え、方向性はどうかのか、お示しをお願いします。

○烏野隆生議長

奥野まちづくり推進部長。

○奥野光好まちづくり推進部長

令和6年度の補助制度の結果を見ると、高齢者に比べ13歳未満の子供への活用が少なく、岸和田市の将来を担う子供たちの着用率を上げるためには、議員御指摘のとおり、13歳未満の子供だけではなく、保護者世代の方々に向けて、自転車用ヘルメットの着用に関する理解を広げることも重要ですので、対象の拡大も含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

友永議員。

○16番 友永修議員

対象者の拡大も含めて検討を進めるとのことです。早急に補助制度が実施できるよう、予算の確保などよろしく願いいたします。また、何よりもヘルメット着用など、交通安全への市民の意識が向上するよう、啓発活動の充実と職員の模範的行動をお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○烏野隆生議長

暫時休憩します。

午後2時05分休憩

午後 2 時30分再開

○烏野隆生議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

まず、米田議員。

(20番 米田貴志議員登壇)

○20番 米田貴志議員

公明党の米田でございます。

さて、スポーツの持つ魅力について、これまでも議会で質疑や提案をさせていただいてまいりました。勝負に勝ち負けはあるものの、その戦いに、挑戦に、そして勝利への一点集中で臨む姿の美しさに感動を禁じ得ないもので、勇気さえ湧いてまいります。

国内において、まさにその象徴的な人物の1人であった長嶋茂雄氏は、多くの国民に感動と勇気を与えてこられたのではないかと存じます。スポーツにおいて1人の挑戦が、諦めないその姿が、多くの人々を奮い立たせ、メードドラマとの言葉のとおり、感動と勇気を亡くなられた今なお与え続けているのではないのでしょうか。

今回の一般質問においては、市内でスポーツを通じた取組に御尽力くださる方々に花を添えることにつながられたり、岸和田の未来を担いゆく児童生徒のよりよいスポーツ・文化活動の環境づくりに寄与できればとの思いから登壇させていただきました。

理事者の皆様の建設的な御答弁と、議員各位にはしばらくの間御清聴賜りますようお願い申し上げます。それでは、議長の許可の下、質問させていただきます。

1点目、市長の名を冠する大会などについて伺います。

スポーツの持つ力は計り知れなく、精神的に取り組む地域には活気がみなぎり、にぎやかになり、地域の活性化に大きく寄与するものであります。ここ岸和田市におい

ても、昨年度に改定された岸和田市スポーツ推進計画に基づき、市民の健康増進、環境整備が行われ、にぎやかな岸和田の創出につながっていくのだろうと存じます。

さて、今回お尋ねさせていただきますことは、岸和田市内で行われるスポーツイベントや大会において、これまでも市長杯と冠にした大会が行われてまいりました。様々な大会やイベントに市長杯と冠にするということは、ある意味、積極的に岸和田市も応援していますというスタンスでございます。もちろん主催、共催、協賛など、様々な形で応援も行われてきております。また、市長賞など、表彰に対する依頼にも対応していただいております。

それらは市民の声に答えるすばらしいことだと考えておりますが、ただ、残念なのは、これまで行われてきた市長杯と冠にした大会やイベントなどを市が正確に把握できていないことでもあります。改めてその理由と、この質問を受け、把握に努められたと思っておりますが、現在のところ市長杯と冠にした大会やイベントはどれほどあるのか、把握できた大会などをお示しいただきたいと思っております。

2番目、さきの総括質問でもございましたけれども、部活動の地域移行について伺います。

さて、先ほどの質問の中でも申し上げましたが、岸和田市スポーツ推進計画の中には、今般の質問の項目である部活動の地域移行についても、推進する、また、取り組むと記載され、進められております。各中学校における部活動の維持・継続については困難な状況が生じつつあり、今後は維持・継続が困難になるクラブ活動が増えていくのではないかと危惧されております。

それはここ岸和田市だけではなく、全国的な課題として捉えられており、文部科学

省も部活動の在り方、捉え方などを各審議会に諮問し、その答申に基づいて部活動を地域に移行することを進めております。

この課題解決については早急に進めていく必要性があり、私たち公明党はこの課題について、先進的に取り組む自治体の1つである大阪府池田市に会派で伺いました。また、ここには共通認識に立って、その課題解決の道を探ることを目的に、本市で担当するスポーツ振興課、また学校教育課の職員もお誘いし、それぞれの視点から学ばせていただきました。

その池田市では、令和10年をもって部活動を地域クラブに完全移行することを定めて取り組まれております。移行先となる公認の地域クラブは、今や28団体に上り、スポーツ、文化を合わせて53種目とのことでございました。

御承知のとおり、文部科学省が進める取組では、今年度は、部活動の地域移行において休日の部分、土日においての地域移行という形の推進期間の最終年度とのことでございます。

本市でも地域移行に取り組まれておりますが、これまでの取組を踏まえ、見えてきた課題について、そして今後どのような進め方を検討しておられるのか、まずはお示しいただきたいと思っております。

以上で壇上からの質問とし、これより以降は自席から質問に臨ませていただきます。御清聴ありがとうございました。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

市長の名を冠する大会についての御質問でございます。市長杯については幾つか行われているという感覚でございましたが、それに関わる申請について定めたものがなく、正確には把握していない状態でございますし

た。これまでも把握に努めようとしたこともありましたが、長く続く大会も多く、中には40回以上続くものもあり、それぞれがどのようなきっかけで始められたのかを把握することは困難でございます。恐らくは当時の市長が、それぞれの団体から依頼を受けまして、市長杯の許可を出したのだと想像いたしますが、そのことも定かではありません。

一方で、後援名義の申請を行っていた大会や、市長に開会式等への御出席依頼をされている大会は、一定認識しております。現在、秘書課にて認識しておる市長杯と冠がつく大会を行っておりますのは、ゲートボールとソフトボール、サッカー、軟式野球でございます。

過去を遡ることは困難でございますが、この先に行われる大会に目を向け、申請の方法等を整理し、準備しているところでございます。この機会に応援する体制ができればと考えております。

○烏野隆生議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

本市における部活動の地域移行の取組でございますけれども、令和5年度から始まった国の実証事業を取り入れまして、いち早く同年度から取組を進めてきたところでございます。

令和5年度でございますけれども、総合型地域スポーツクラブでございますNPO法人FC岸和田に委託させていただきまして、桜台中学校ではサッカー、ダンス、バレーボール、ソフトテニスの部活動を、そして葛城中学校ではサッカーの部活動を対象に実施いたしました。

令和6年度は、NPO法人FC岸和田に加えまして、総合型地域スポーツクラブでございますNPO法人スポーツクラブディ

アマンテにも委託させていただきまして、桜台中学校のサッカー、ダンス、卓球と葛城中学校のサッカーをNPO法人FC岸和田に、桜台中学校の陸上をNPO法人スポーツクラブディアマンテに委託し実施いたしました。

これまでの取組を踏まえて見えてきた課題でございますけれども、生徒、保護者の理解の促進、学校関係者の協議調整のほか、指導者の量的・質的確保や安定的な財源の確保、さらには地域移行の文化部における取組等となります。

なお、今後の進め方につきましては、岸和田市スポーツ協会でありますとか地域スポーツクラブ等のスポーツ関係団体をはじめ、学校関係者や関係各課との協議の場を設けまして、これまでの実証事業で浮き彫りとなりました課題の解決など、国や府の動向と軌を一にした取組を進めてまいります。

また、これらの事業を推進する上での財源の確保につきましても、引き続き国や府に要望していきたいというふうに考えてございます。

○烏野隆生議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

最初は、市長の冠のついた部分を続けさせていただきたいというふうに思います。

答弁にこうありました。市長杯については幾つか行われているという感覚でございましたが。この感覚でございましたがだけでも驚くんですが、それに関わる申請について定めたものがない。正確には把握していない状態ですとの答弁がございました。厳しい言い方かも知れませんが、驚愕という文字はこういうときに使うのかなというふうに思うぐらい、それだけ放置されてきたのかなというふうに思うわけでございます。

これでは市長杯とは名ばかりで、例えば、今おっしゃったように市としては、使用許可願が口頭であったのかどうか分かりませんが、そういった感じでお受けして、実際は依頼された大会の趣旨や参加対象、競技の内容、そして主催者なども確認されずに許可していたとは言いませんけれども、今となつては、それすら振り返ることができないということでございます。堅苦しく考えずに、気軽に市長杯という冠をお使いください。こういったスタンスだったのかもしれないかもしれませんが、しかしながら、市長杯との冠を許可しながら、過去の状況が把握できていないということであれば、これは申請された方に対しても残念なことになるのではないかなと思うわけでございます。

今後は申請の方法を整理し、応援する体制ができればと考えているという御答弁がございましたので、お互いが課題を抱えないようにしっかりと、間口を広げることは大事ですけれども、やっぱり確認するところは確認するということで、課題を抱えないよう、また配慮するためにも、早急に申請要綱などを作成していただきたいというふうに思うわけでございます。

また、市長杯ですけれども、現在は冠にすることのみが扱いとなっているわけでございますが、冠とすることが認められた大会などには、例えば条件、その他を考えて、優勝盾やトロフィーなどをこちらで準備することもよいのではないかと考えます。先ほどの答弁にもございましたけれども、それこそ応援する体制という答弁がございましたけれども、その1つになるのではないかなと思うわけですが、見解をお願いいたします。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

市長杯を整備していく中で、他市の先進事例を参考に調べております。該当する大会の規模ですとか開催の場所、これまでに行われた回数など、いろいろな条件を検討する必要があると考えております。一方で、そういった条件を精査、検討することにより、大会を推奨し、スポーツの裾野を広げられればとも考えております。

トロフィーや盾については、大会主催者にて御準備をしていただけたらなと考えておりますが、市で準備することも検討してまいりたいと考えております。市として応援することで、大会に花を添えられればと思います。日程の調整が必要となるんですが、開会式や閉会式に市長が参加させていただくということや、御希望があれば優勝チームによる表敬訪問等の実施も検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○烏野隆生議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

ぜひお願いしたいと思うわけですが、今、部長からの答弁で、スポーツの裾野を広げるといふところがございました。それも今回の質問の趣旨の1つだといふふうに私は思っておりますので、ぜひお願いしたいと思うわけですが、御承知のとおり、大会、こういったものを計画して、運営して、さらに維持継続していくことも本当に大変なことであるわけですが、そのような視点から鑑みますと、市長杯と名を冠することで、少しでも大会などの後押しにつなげることができればとの思いから、先ほどはトロフィーや盾を提案させていただきました。

検討されるということではございましたので、改めて提案いたしますが、先ほどの答

弁では大会関係者にトロフィーや盾を御用意いただくことを今後は考えていくということでしたけども、例えば、その大会に10チーム、また50人以上参加されて、その大会を5年間継続してやりますということを経営にできるのであれば、5万円から10万円までの補助を出すとか、またこちら側でトロフィーや盾を用意するとか、そういったことを考えるのも1つなのかなというふうに思います。

そして、そのようなラインを一旦決めた上で、その規模に満たない場合は冠のみにするとか、そして大会には、先ほど答弁がありましたけど、スケジュール調整のつくり限り市長には観戦、閉会式、表彰式、こういったところにも出席されてはと思います。

現在、市長は本当に結構出ていらっしゃるんで、これは継続していただけるんだろうというふうに思うわけですが、市長杯と冠のついた大会、もう1つは市のホームページ、できたら僕は市長のページがいいかなと思っているんですけども、市長杯に関しては別出しで、ホームページに掲載していく。そして、掲載した大会のところは、もしその大会のホームページがあるのであればそこにリンクさせるというような支援の方法もあるのではないかなと思うんですが、見解をお願いしたいと思います。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

議員の御提案について、出場される選手はもちろんのこと、大会を運営される方々にとっても励みになることだと思います。また、2段階の条件や規模を設けることで、市長杯開催への間口を広げる1つの方法であると考えられます。これらの提案を含め、他市事例も参考の上、スポーツ推進への一

端を担える方法を模索してまいります。

○烏野隆生議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

提案事項について、ぜひとも実行していただきますよう求めておきたいと思っております。

本市におけるスポーツの振興というものは、御承知のとおり、スポーツ振興課が取り組んでいただいております。市長杯として御依頼に来られる大会等の運営者らに市長部局として少しでもエールを送っていただける体制の構築を求めて、この質問は終わりたいと思っております。

続けて、部活動の地域移行に移りたいと思っております。先ほどの答弁、本市の部活動の地域移行における実証事業の様子を交えて答弁いただきました。しかし、これは休日のみの部分ですよね。休日のみ部活に対する取組だというふうに認識いたしております。まずは、この事業をそれでも受託していただいている団体事業者には感謝を申し上げたいと思うわけでございます。

さて、答弁にもございましたけれども、この地域移行を進めていく上では、まだまだ課題山積といったところかと思っております。過日、部活動の地域移行について、本市の教員へのアンケート結果を拝見しました。

部活動の意義などを踏まえ、部活動そのものは大切であるとの視点で捉えていただいているものの、その負担の大きさも記されておりました。例えば、専門外でありながら顧問となること、納得できる報酬も得られないこと、休養もままならない状況であることなどの記載も見られました。

また、地域移行については賛成との声が多数ある中、生徒間のトラブルなど責任の所在や対応、また地域クラブの指導者との連携、意思疎通の困難さ、要は、土日は地域クラブ、平日は学校でとなると、この間

の連携の難しさを言っておられるんだろうと思うわけです。

片や、地域クラブの指導者の方々のアンケートの中で目立った答えが、平日の移行については現体制では困難であるとの答えがほとんどでございました。

では、実際に指導を受けた生徒はどうだったのかと申しますと、アンケートではほぼ全員と言ってもいいぐらい、二重丸でございました。その理由としては、自分の能力に応じて指導していただけたことがよかったようであります。

また、保護者の方々も同じで、子らの能力に応じた指導がよいと。着実に技術が身についてきているとの答えが見られました。

アンケートから察するに、総じてずっと見ていきますと、部活動の地域移行について、教員、地域クラブの指導者、生徒、保護者の方々の中で、様々な捉え方になっているのではないかと推察することができました。それは本市の教育委員会が、明確に目指すべき部活動の地域移行の姿を描いていないことから、私は全てが始まっているのではないかと考えます。

まずは共通認識を醸成するためのテーブルをつくることも必要だと存じます。本来は、地域移行の実証事業に入る前にそのテーブルが必要だったと思っております。先ほどの答弁にもございましたが、協議の場を設けるとのことでございましたが、いつなのか示されませんでした。

改めて確認いたしますが、協議の場とのことでしたが、正式に協議の場となる協議会を立ち上げるためにも、今年度中に関係する方々との連絡会議、こういったテーブルを設置するべきだと考えますが、見解を求めたいと思っております。

○烏野隆生議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

令和5年度から実施してございます実証事業の取組でございますけれども、今年度が最終年度となりますので、3年間で浮き彫りとなりました課題を解決していくために、協議会設置の準備といたしまして、今年度、関係する方々との連絡会議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○烏野隆生議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

ぜひともよろしく願いいたします。再度申し上げますけれども、部活動の地域移行を実質的に進めるために、教育委員会、生徒、保護者、そして受託事業者などになり得るスポーツ、文化の団体などと、部活動の地域移行の意義や目的をしっかりと共有することが大切ではないかと思えます。

また、あくまで連絡会議はまずは足並みをそろえることが大義となるだろうと思うわけでございます。岸和田市が向かう方向性の確認、そして目指すゴールの姿、そういったものを見いだして、その上で、来年度は平日における地域移行の試行期間に入るわけですから、そしてまた、この地域移行という言葉が今後は地域展開という言葉に呼び換わるわけでございますけど、今回は移行を進めたいと思えます。

平日における地域移行に取り組む中で、協議会を立ち上げ、基本方針、また、それらを進める推進計画の策定につなげることが肝要かと思えます。

御参考までに、令和5年から全国でスタートした実証事業、先ほどいち早くとおっしゃいました。全国でも同じなんですけれども、既に協議会の設置や推進計画の策定が済んでいるところもございます。それが資料5でございます。御覧ください。

御覧のとおり、縦軸が協議会の設置状況、

横軸が推進計画の策定状況を表しております。ちなみに、このアンケートは昨年の5月13日から6月7日までの約4週間で行われた結果であります。4分の3以上の自治体が令和6年度中に協議会を設置済みもしくは設置予定と回答しております。また、半数以上の自治体が令和6年度中までに推進計画を策定済みもしくは策定予定と回答いたしております。

一方、設置、策定の予定なしと回答した自治体もそれぞれ約1割見られます。本市は、協議会は今のところありません。推進計画も今のところまだです。この1割の中にある状況と言えます。同じように全国的に、令和5年から始まった。いち早くとおっしゃっておられたんですけども、今回はそのことを問いただそうとは思いませんが、生徒、また今後中学校に進学するであろう児童たちのことを思うとき、この自治体の差には少し残念な思いもいたしますので、今回の答弁に基づいて、一日も早い環境整備に当たられたいと申し上げておきます。

さて、本市として、これから協議会の設置を目指す中ではありますが、地域移行において現時点ではどのような姿をイメージされているのか。本市がゴールとする形、最終的な姿を確認させていただきたいと思えますが、お示しいただきたいと思えます。

○烏野隆生議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

中学校の部活動の地域移行につきましては、国の方向性と同じく、完全移行を目指しているところでございまして、そのためには、生徒が多様な選択肢の中から、自分に合った活動を選び、主体的にスポーツや文化芸術に親しめるよう、実証事業で浮き彫りとなった課題を解決する必要がござい

ます。また、地域移行に必要な指導者をどのように確保していくのか。費用について、保護者、生徒の負担をどのように考えるのか。市町村に過大な負担が生じないよう、国はどれだけ負担するのかなどについて、まず国において方針を示すことが必要と考えてございます。今後、設置を進めていく協議会の中で、このような国の方針を踏まえながら、関係者と議論を重ね、本市の基本方針や、それを具体化する推進計画の策定につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

○烏野隆生議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

必ずこういうときは国の動向云々という回答が返ってくるんですけども、だからできないということを理由にはしていただきたくないなという思いはいたします。現につくっているところがあるわけですから、生徒に対しての思いというものがやはり優先になってくるんだろうと思います。現実的なことも見ていかなきゃいけないのも事実なんですけれども、やはり、これから先、中学校に入る方、現中学校にいる方々、そういったことにもしっかりと重きを置いていただきたいな。置いてないわけじゃないんですけども、だけどやっぱりそこは置いていただきたいと思います。

そして、今答弁で、岸和田市として目指す姿は完全な地域移行との答弁でございます。しっかり聞かせていただきました。

ちなみに視察させていただいた池田市は、先ほども言いました令和10年から完全移行となりますが、まだ先の話ですよ、既に移行後のイメージを描いております。それが資料2でございます。

左上に地域のスポーツクラブとあります。ここが、これまで校内で行われていたクラ

ブ活動に代わって、生徒たちを指導されるクラブとなるわけでございます。右の教育委員会が地域クラブとしての許認可を行い、生徒に希望されるクラブを紹介することになっておるわけでございます。

本市でもほぼこのようなスタイルになるのではないかなというふうに思うわけでございますが、もちろん岸和田市が目指す実施イメージについては、これから設置されるであろう連絡会議、その後の協議会においても、そのような姿を念頭に置いて進めていかれると思うわけでございます。いずれにしても、この連絡会議や、協議会で決めていかなければならない重要な項目が見えてくると思います。

理想としては、連絡会議では、まずは足並みをそろえ、そして完全な地域移行という答弁でしたから、完全な地域移行との目指す方向性の共有、そしてそのための課題解決と実現するための基本となる方針案の打ち出し、そしてその後に設置される協議会では、成案化された基本方針に基づく推進計画の策定となるのではないかと思うわけでございます。その頃には、完全移行とする年度や地域移行に関するスケジュールも策定できるのではないかと考えます。

ちなみに、資料4を御覧ください。資料4は、池田市が市民にお配りしている地域クラブについての案内でございます。ここには地域クラブへ移行する意義、理由などが、移行までのスケジュールと併せて記載されております。

そして、資料3を御覧ください。そのスケジュールが詳細化されたものでございます。この中で着目していただきたいのは、いろいろあるんですけども、オレンジの部分でございます。移行までの期間の準備や取組も記載されております。この期間は、非常に濃密であります。また、大変重要で

あると思います。この期間の成否でスムーズな移行となるかならないか、本当に大きく関わってくるんだらうと思うわけでございます。

池田市もこれからその内容に取り組みられるわけでございます。ぜひとも、本市としてもその動向に注視していただきたい。そして、浮かび上がってくる課題、その対応など、学ぶ点も多いと存じますので、積極的に池田市の担当部局と、この間お会いしていただいていますので、定期的に連携が取れる体制を構築するためにも、しっかりと交流しておくべきと思いますが、いかがでしょうか、見解をお示してください。

○烏野隆生議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

議員御指摘のとおり、池田市におきましては、令和10年度中に部活動の地域移行を終了して、生徒が地域の中で文化・スポーツ活動をする地域クラブを開始予定というふうに伺っております。本市といたしましては、今後も国や府の動向を注視しつつ、大阪府都市教育長協議会の場を通じて、また担当者間におきまして、池田市をはじめ、制度構築に向けて取組を進めている他市とも連携を取りながら、部活動の地域完全移行を目指してまいります。

○烏野隆生議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

ぜひお願いしたいと思います。大阪府都市教育長協議会、そして池田市をはじめ先進的に取り組む自治体と連携を取りながら進めるということでした。

先般、池田市長と会う機会がございまして、短時間でしたけども、懇談させていただきました。やはり地域移行については、なかなか難しいところが多々ある。これか

ら本格的に取り組む中でやっぱりいろいろ課題が出てくるということをおっしゃってました。私は、この間視察に行ったことをお話しさせていただいて、理解いただきましたので、今後また連携を取らせてくださいと。喜んでと言ったらちょっと言い過ぎかも分かりませんが、どんどんお越しくくださいというようなことをおっしゃってましたので、ぜひ担当部署の方は遠慮なくやはりそういうところにも行っていただきたいと思いますし、答弁にもありましたように、まだまだいろんなところがやっておられますので、そういう先進事例、課題、またうまくいってないところもあるかと思います。そういったところに対しても、なぜなのかということをお伺いしながら、本市にフィードバックしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

生徒たちが望まれる部活動が全中学校にあって、学校によってその差が生じないことが望ましいことは言うまでもありません。しかしながら、様々な要因によって減少する一方で、顧問を依頼することも困難になりつつあります。そのために、外部人材で実施することも選択肢の1つであります。

資料1を御覧ください。これは池田市が全中学校の全部活を一定の規定にのっとり、外部人材で実施した場合の試算として公表しているものです。年間で約1億1000万円必要となるということございまして、この資料にも記載されておりますが、下の段、要は平日の部活が行われている時間帯に必要とされる人材131名を集めることは到底困難。予算も大きいけれども、人材を集めることも困難というようなことにぶち当たったようでございます。このようなことも、地域移行に踏み切ることに繋がっているのかも分かりません。

ちなみに本市は11中学校で池田市の2倍強、必要とされる外部人材を規定にのっとり置き換えると258人。本市においても大きな予算、そしてなおかつ、この人材を集めることはより困難な状況になってしまうのではないかなと思うわけでございます。

ただ、この地域移行の最大の課題と言ってもいいのかも分かりませんが、実は有料化にある、この点でございます。各御家庭の経済状況によってその差が生じないようにしなければなりません。過日、スポーツ庁、文部科学省が開いた有識者会議でも、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については、確実に措置という答えがスポーツ庁や文部科学省に返されているところでございますし、そういうことを求められたということでございます。ここは本当に大事な点だと思えます。

今すぐ答えが出せるかというのと、それこそさっきから答弁があったように、国はどんなふうなスタンスなのかなというところは待ちの状況になるんだろうと思うわけでございますが、やはり私たち公明党といたしましても国にしっかりとこのことを求めてまいりたいと思えますし、今後はこれらの流れも注視しながら、また意見交換をさせていただきながら、児童生徒たちのスポーツ・文化活動の機会をしっかりと確保して、希望する部活動を主体的に選択できる環境を整備するためにも、現状の部活だけでいいのか、こういったニーズ調査というのも行っていたきたいと思えます。

池田市で驚いたのが野球、サッカーよりもという答えが結構ありました。パソコン、英会話とかそんな答えが返ってきていました。これは、いろいろ考えはあるとは思いますが、そういう行きたいクラブというのも聞いておくことも大事だろうと思うわけでございます。

学校部活動から地域スポーツ・文化活動へ変わる中で、今まで学校部活動を通じてスポーツ・文化活動に親しんできた生徒、そしてこれから親しむであろう児童たちが継続して活動していけるよう、しっかりと取り組んでいただけることを求め、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○烏野隆生議長

次に、藤原議員。

(3番 藤原豊和議員登壇)

○3番 藤原豊和議員

大阪維新の会の藤原豊和です。議長より発言の許可を頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは2点質問させていただきます。

1点目は昨今続く米価格の高騰とそれに対する本市の支援策についてお伺いいたします。

全国的に米の価格が高騰しており、特に子育て世代や低所得世帯を中心に家計への負担が深刻化しています。こうした中、国は6月中旬に、政府備蓄米を市場に放置する緊急対策を実施し、スーパーなどでの米価格については、以前と比べると落ち着きつつありますが、それでもなお前年同時期と比べて倍近い水準が続いており、米価格高騰による市民生活への圧迫は依然として続いています。岸和田市内でも、いつものお米が高くて買えなくなってしまった、お弁当のお米の量を少し減らしたなど日常生活の中で切実な声が上がっていることを耳にします。

こうした中、大阪府では今年度、18歳以下の子供を養育する世帯を対象に米購入費への補助を行う制度を開始し、子育て支援として一定の意義があるものだと認識しております。

一方で、米価格の高騰や物価高の影響を受けて困っているのは決して子育て世代だけではなくありません。例えば、年金で暮らす高齢者世帯や低所得世帯、独り親世帯、障害をお持ちの方々、また、個人ではなく飲食店や米穀店など、多様な立場にある市民が影響を受けている状況があります。

本市では、現在国の臨時交付金を活用して物価高騰対策の一環として小中学校の学校給食費の無償化を検討しているところですが、それ以外の世帯に対する支援の方向性については、まだあまり議論が見えにくいように感じます。

そこでお伺いします。米価格の高騰という市民の生活に直結する課題に対して、本市としては、どのように受け止め、子育て世代以外も含めた幅広い支援の在り方をどのように検討されているのか、現時点でのお考えをお聞かせください。

質問の2点目です。2点目は、民間の知恵や技術を最大限に生かす新しい手法としてのPFS、成果連動型民間委託契約方式ということなのですが、PFSなどの導入を通じて、本市の公共サービスの質の向上を図る可能性についてお伺いいたします。

現在、自治体が公共施設の管理運営などを民間に委託する手法として、指定管理者制度が幅広く活用されています。しかしながら、制度開始から約20年が経過し、近年では様々な課題も指摘されるようになってきました。例えば、委託された民間事業者が定められた業務を形式的にこなすことが主となってしまい、本来期待されていた民間ならではの創意工夫や、サービスの質の向上が実現できてないケースが見受けられます。また、評価も形式的な報告ベースにとどまり、成果や地域貢献がどれだけ達成されたかが見えづらいという構造的な問題もあります。

こうした中で国は近年、PFS、Pay For Successなので、成功に対してペイする、成果報酬型契約ということや、PFSの一種であるSIB、ソーシャル・インパクト・ボンドといった成果連動型の官民連携スキームを推進しています。これらは行政が事前に成果目標を設定して、それに対する達成度に応じて民間事業者に報酬を支払うといった仕組みであって、事業者にとっても成果を上げるインセンティブが明確になります。教育支援や就労支援、子供の居場所づくりや高齢者の健康増進、さらには空き家対策など、全国各地の導入の検討や実証が進んでおり、実際に成果が見えやすいという声も上がっています。

本市でも、限られた財源の中で、行政サービスの質を維持、向上させることがますます重要になっています。そうした中で、従来型の委託や補助金交付にとどまらず、成果に応じて支払う、成果が見える、改善が回るような仕組みを構築することは、市民にとっても大きなメリットになるのではないかとこのように考えます。

そこでお伺いします。本市において、PFSやSIBといった成果連動型の新たな官民連携手法について、どのような認識を持っておられるか。また、導入に向けた可能性や検討している分野などがあれば、現時点でのお考えをお聞かせください。

以上2点について御答弁をよろしくお願い申し上げます。後の質問は自席にて行います。御清聴どうもありがとうございました。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

米価格の高騰に対する支援についてでございますが、本市といたしましては、米価格の高騰も含めた食料品やエネルギー等の

物価高騰に対して、国の対応や補助制度を注視しつつ、市民生活、事業者への影響をできる限り抑えるため、地方自治体としてできる範囲での支援策を考えております。

今回の定例会で御審議いただくことになっておりますが、国の重点支援地方交付金推奨事業メニュー分を財源といたしまして、子育て世帯を支援するため、小中学校の学校給食費の無償化を2学期から行う予定でございます。同じく小学生未満の子供を持つ世帯に対しての支援として、民間保育施設を支援するため、補助金を支給する予定をしております。また、物価・原油価格高騰等に直面する農業者、漁業者、NPO法人を支援するため、クーポン券や補助金の支給を予定しております。

議員おっしゃるとおり、物価高騰の影響は子育て世帯に限らず、広い層に及ぶ課題であることも十分理解しております。限られた財源の中で、物価高騰の影響を受ける市民、事業者に対し、必要な支援ができるよう、引き続き、国、府の政策動向を注視しつつ、市民生活の負担軽減に向けて進めてまいります。

○烏野隆生議長

新内財務部長。

○新内利彦財務部長

PFSなどの成果連動型手法による公共サービスの向上について、民間活力の活用の観点から御答弁いたします。

近年、民間活用の手法は多様化が進んでおります。民間活用の効果を十分発現させるためには、民間活用により解決しようとする課題が、施策、事業の内容に応じて最適な事業手法を選択することが肝要であると考えております。PFS、成果連動型民間委託契約方式は、社会課題の解決に対応する成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払う公民連携

の手法であり、従来の委託方式と比較して、民間の創意工夫を引き出し、社会課題の効率的な解決に資することが期待されております。

また、SIB、ソーシャル・インパクト・ボンドは、PFSの手法の一類型であり、SIBを運営する民間主体が自ら資金調達を行い、サービス提供者に資金を提供するなど、事業を遂行し、地方公共団体はSIB運営事業者に対して、社会課題の解決に関連する成果に応じて委託料等を支払う仕組みです。

PFS、SIBのいずれの手法につきましても、本市ではまだ具体的な検討に着手することができておりませんが、現時点における認識としましては、地方公共団体だけで有効な解決策を見いだすことが難しい社会課題に対し、民間の創意工夫を活用することで効果が十分発現されると判断される場合は有効な選択肢となり得ると考えてございます。また、社会課題の解決に関連するアウトカムの成果指標と報酬が連動するため、事業者の意欲が引き出され、アイデアやノウハウが十分発揮される可能性があると考えられます。さらに、副次的な効果としまして、地方公共団体の職員が民間主体とともに社会課題の解決策の検討を重ねることにより、政策立案のノウハウや経験の蓄積につながる可能性があると考えられます。

他方、PFS、SIBについては、導入に先立つ案件形成の段階において、対象となる社会課題の明確化、導入による効果の見極め、成果指標の設定、成果の報酬と連動させる方法、成果の評価手法など、広範かつ専門的な検討が必要であり、導入後の事業実施段階や実施後の評価、支払いの段階においても多くの調整が必要となりますので、従来の民間委託の手法と比較して、

業務負担やコストが大きくなります。また、事業者の取組と成果の関連性が不明瞭となり、投入する費用に対する効果を正確に把握することが困難になる可能性があることも考えられます。

これらを踏まえまして、今後、P F S、S I Bの導入可能性について検討してまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

では、米価格高騰の対策から再質問させていただきます。

御答弁の中で、今現に困っていらっしゃる市民がいる中で、国がとか府がという話があったりとか、注視、検討中であつたりとか、やってもやっても分らないような発言が多くて、実質的には無策の言い換えであるというふうに受け取っても仕方がないかなと思っています。今回の答弁では、実施中の施策以外における将来の具体的な対応が明示されておらず、多くの市民にとって極めて不安を感じる内容であると受け止めています。現在の状況は地方自治体としての主体性が見えにくく、国の方針待ちの姿勢に終始しているように感じられます。

しかし、物価高騰の影響は住民の暮らしに直結しており、市独自の対応を講じることが今まさに求められていると考えます。現状の答弁内容では、岸和田市は実際に困っている住民を放置しているようにも映ります。そうではないということであれば、いつまでに何を行うのかについて明確に御説明をお願いします。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

現在予定している支援策は先ほど御答弁

させていただいたものでございますが、検討期間が短く、現時点では具体的な活用策は検討中でございますが、令和7年5月27日ですが、国の予備費の使用が閣議決定されまして、推奨事業メニュー分の増額が措置され、本市には新たに追加として7510万1000円が交付される見込みであるということが示されました。

限られた財源ではございますが、関係団体からの要望を踏まえながら、庁内各課へ照会する等、本市の実情把握に努め、幅広い支援策も含め検討を行い、令和7年9月または12月の定例会において支援策をお示しできればと考えております。庁内への照会につきましては、今月中に実施したいと考えておるところでございます。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

9月もしくは12月議会において支援策が示されること、また今月中に庁内への照会を実施するという具体的な回答を頂いて、一歩前進したかなという感覚があります。

その内容について改めて、冒頭に申し上げたとおり、米価格の高騰の影響は子育て世代にとどまらず、多くの市民そして事業者に広がっている状況があります。特に飲食店、米穀店では経営圧迫が顕著で、例えば2025年4月の飲食店の倒産件数は88件と、1989年以来、過去最多ということです。また、2024年度の米穀店の休廃業・解散件数も同じく88件と、過去5年間での最多を記録したという情報があります。

こうした中でほかの自治体では、市民だけでなく、事業者も含め、地域経済を含めて支えるお米クーポンなどの施策が相次いで実施されています。例えば、香川県善通寺市では65歳以上全高齢者におこめ券、計8800円分を配布であったり、沖縄県石垣市

では市内世帯全員に1人1000円分のいしがきお米クーポン券を配布して、市内で使用できる形で地域経済への回流も意図されています。

今回、国からの追加交付金7510万余円が交付されるということですが、岸和田市でも多くの市民や、そして飲食店、米穀店などの事業者にも支援が行き渡るような、クーポン利用が地元店舗に限られる仕組みとして設計された制度の導入の余地があると考えます。クーポンを市内事業者に限定して利用できる形とすることで、地域経済、特に地元の飲食店、米穀店への経済効果を狙うことが可能です。米価格高騰支援策を単なる給付金の支援にとどめず、地域を潤す仕組みに発展させる可能性を念頭に置いて御回答をお願いします。

質問について改めてまとめますが、大きく2点です。対象拡大の制度設計について、子育て世代以外にも、市民、飲食店、お米屋などの市内事業者を支援対象に含める制度について、行政としての導入の必要性、そして可能性についてお聞かせください。

2点目はクーポンの地域還流設計です。クーポンを市内事業者に限定して利用できる形とすることで、地域経済への経済効果を狙うことが可能だと考えますが、この点について市としてどのように評価、考慮いただけるか、具体的な検討姿勢についてお聞かせください。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

議員御提案のクーポン券の導入についてですが、1点目の導入の必要性、可能性については、幅広い支援策の一案になるものと考えております。可能性でございますが、国から示された財源の中で、こういった活用策が効果的、効率的な支援につながるの

か、引き続いて検討してまいります。

2点目の評価等についてですが、過去にプレミアム付き商品券事業やポイント還元事業を実施し、地域経済の活性化を図り、市民生活への支援にもつながり、一定の事業効果があるということは確認してございます。繰り返しになりますが、御提案の内容も含め、交付される財源を市民や事業者への支援に有効に活用できるよう検討してまいります。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

しかしながら、今回の御答弁を聞いて感じるのは、一案として検討とか、効率的な活用を模索といった、これも実際にやっているかどうか分からないような内容の答弁に終始したなという感覚で、どこか人ごとのような姿勢だと感じました。地域経済や市民生活に実際に影響が出ている中で、案の1つとして受け止めておく程度の温度感では、現場の危機感との乖離が大きいものだと感じています。

改めて申し上げますが、今、米価格高騰への市の支援や補助もなく困っている市民がいます。飲食店や米穀店では原価高騰が続き、営業継続そのものが脅かされている状況です。市内の消費行動を支え、地域の経済循環を維持するためには、地元で使える仕組みであることが重要だと考えます。本市がこの状況をどう捉え、こうした仕組みを優先順位高く取り組む意思があるのかどうか、また、今後どのようなプロセス、スケジュールで判断、設計されるのか。できれば、検討中とか注視、模索という言葉は使わずに具体的な答弁をお願いします。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

追加予定の交付金につきましては、示されて間もないことから、案の段階のものもあり、関係先の確認が完了しておらず、未確定なことをお話ししづらいという点がございませう。繰り返しになりますが、交付される財源を市民や事業者への支援に向けて、有効活用できるよう検討してまいります。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

市民から見れば、既に影響が出ている中で今困っているという状況があります。そうした中で、支援先、協力先があるかどうか分からないから検討中というのは、決して市民目線ではなく、行政目線、行政都合の論理だということのように感じます。検討中ですだけではなくて、いつまでに方針を定めるのか、どのように協力者を得ていくつもりなのかといった意思とスケジュールについて具体的にお聞かせください。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

繰り返しになりますが、追加予定の交付金につきましては、関係先の確認が完了していないところもございませう。ただ、先ほど御答弁させていただきましたみたいに、9月または12月の定例会において支援策としてお示ししたいというところございませう。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

では、今までのやり取りを踏まえて、市長にお伺いいたします。

先ほどからやり取りを通じて感じているのは、現場で困っている市民や事業者に対して、本市がどこまで本気で支援の必要性を認識しているのか、その温度感に大きな

隔たりがあるということです。検討中、案として受け止めるといった答弁は一見前向きなようにも感じますが、実際には決断を先送りしているにすぎないというふうに感じます。実際に企画課との話の中でも、米の価格高騰について本市は関係なく、国がすべきことだということ強調されており、正直、当事者意識の低さに強い危機感を持っています。

改めて申し上げますが、これは単なるクーポン制度がどうかという話ではありません。米価格の高騰という目の前の危機に対して、市長御自身がどのような姿勢で臨んでいくのか。また、それを市政としてどのように優先順位をつけて、どう具体的に動くのか、その意識と責任の所在をここではっきり伺いたいと考えています。岸和田市として、地域の生活と経済を守るために、今、何を重視してどう進めるのか、市長御自身の言葉でぜひお聞かせください。

○烏野隆生議長

佐野市長。

○佐野英利市長

非常によい視点での御質問だというふうに認識しております。いろんな市で、いろんなクーポン券だとかが配られていることは認識しております。ですが、本市では、今回、学校給食費無償化を2学期から政策としてさせていただくということで考えております。頂いた件についてはよく検討しながら、前に進めていきたいと考えております。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

この議会での検討事項は話がしづらいとかできないことだと思うので、追加交付金についての話ということで絞って質問させてもらいたいなと思っているんですが、

残念ながらそういった意味でも、今の市長の御答弁では、具体的に何をいつまでにどのように進めるのかが見えてこない答弁だったと感じています。市長の口からこれをやりますという答えを聞きたいわけではなくて、市長が今この問題に対してどれくらいの危機感を持って、どんな姿勢で臨んでいて、優先順位をどう捉えているかという部分を市長の声でお聞きさせてもらいたかったなと思っているんですが、その点についてはどうでしょうか。

○烏野隆生議長

佐野市長。

○佐野英利市長

重要な部分だというふうに認識はしております。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

優先順位といつまでにどのように対応するのかについてお聞かせください。

○烏野隆生議長

佐野市長。

○佐野英利市長

具体的に検討のところにはまだ至っていませんので、今のところ答える段階には至っておりません。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

検討してないということは恐らく優先順位が低いということだなと思いますし、現に困っている市民がいる中で、そこを放置するような姿勢だということはよく分かりました。

検討中というのは便利な言葉ではあるんですが、要は何もしていないということだと思います。公約も大事だと思うんですが、現に困っている市民を目の前にして、少し

残念だなという感覚を受けました。

では、話を変えて、改めて総合政策部にお伺いしますが、そういった地域へ還元する方法の中で地域P A Yみたいなものがあると思います。デジタル商品券などの導入可能性についてお伺いしたいと思っておりますが、キャッシュレス決済や地域限定商品券など、そういったものが既に多くの自治体で採用されていると思います。本市においても、そういった市民への支援と地域経済の循環を両立できる支援体制として、デジタルも含めた地域内流通型のクーポンの導入の意義はあると思うんですが、市としての見解をお伺いします。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

議員のおっしゃる地域P A Yはいわゆる電子マネー等のキャッシュレスサービスと同様に、発行主体が提供するアプリ等を通じて支払いするものを指していらっしゃると思いますが、既に民間事業者で様々なキャッシュレス決済がある現状、単に消費活性化を図ることや市民、事業者への支援をするというだけではなくて、導入により達成したい目的が重要になるものと考えております。

御質問の地域クーポンがデジタル商品券等に含まれるというふうに考えてよろしいのであれば、先ほどの答弁でもお伝えしたとおり、プレミアム商品券のデジタル版ということになるかと思っておりますので、市民、事業者への支援や、地域経済の活性化には寄与するものと考えます。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

本日の一連のやり取りを通して、米価格の高騰という今この瞬間に起きている生活

上の危機に対して、本市の対応が果たしてスピード感と実効性を伴っているのか、大きな疑問を感じているところがございます。支援を必要としているのは未来の話ではなく、今困っている市民や事業者なのですが、検討中という言葉、案の1つという言葉の裏には当事者意識がない、そして現場の苦しみに対する想像力がないという状況が透けて見えるように感じました。

市民の暮らしを守ること、そして地域経済の土台を維持することは行政の最優先事項であるべきだと私は考えています。そして、その優先順位を示すことこそが市長をはじめとする市の執行部の責任ではないでしょうか。今後検討する、注視するなどの抽象的な言葉だけにとどまらず、実効性ある支援策の早期の実行を強く求め、この質問を終わります。

では、2つ目、P F Sについての再質問をさせていただきます。

こちら、P F S、成果連動型の民間委託契約方式ですが、御答弁ではP F Sの一定の御理解、有用性を認めていただいた上で、その導入のハードルについても触れていただきました。本市として、今後、成果連動型の官民連携手法、具体的にはP F SやS I Bといった制度を検討、導入していくに当たって、どのような準備や体制整備が必要だとお考えでしょうか。

P F Sの最大の特徴は、あらかじめ定めた成果目標に対してどれだけ達成されたかを基準に報酬が決定されるという点にあります。これによって従来委託では得にくかった民間事業者の創意工夫や改善への意欲を引き出しやすくなり、結果として、公共サービスの質の向上が期待されます。一方で、こうした仕組みを適切に機能させるためには、行政側にも成果指標の設計や測定、効果検証を行うスキル、そして柔軟で

精密な契約管理の知識といった新たな能力が求められるのも事実ではあります。

既に全国では幾つものテーマでP F Sの仕組みを導入しており、いずれも成果の見える化により住民サービスの改善につながっていると聞いています。こうした先進事例に学びつつ、本市においても比較的目標になる指標が明確に定めやすい分野から段階的に取り組むことが可能ではないかと考えています。

つきましては、今後、庁内でどのような検討体制を構築するのか、成果指標や評価手法の整備について具体的にどのように進めるのか、そして試行的な導入に向けた分野の選定についてどのような方向性を描いているのかについて、市としての具体的な見解をお聞かせください。

○烏野隆生議長

新内財務部長。

○新内利彦財務部長

今後の検討の進め方ですが、まずは関係部門と連携しながら、先進事例の研究に着手し、P F Sの導入により効果的に解決することができる社会課題の有無や導入効果等について調査研究を進めてまいりたいと考えてございます。また、必要に応じて先行して導入した地方公共団体や民間事業者の意見を直接お伺いする機会を設けたいと思います。これらの検討を踏まえ、今年度末をめどにP F Sの導入可能性に関する考えを整理してまいりたいというふうに考えてございます。

特定の社会課題に関し、P F Sの導入について具体的な検討に着手するに至った場合は、所管部局を交えながら、関係する民間事業者にサウンディング調査を実施するなど、検討を深め、案件の形成を進めてまいりたいと考えております。

成果指標や評価手法の整備については、

まず先進事例を踏まえて研究してまいりたいと考えておりますが、具体的な内容につきましては、案件の形成段階において、民間事業者との対話を重ねながら整備すべきものと考えております。また、案件形成の実績や経験を積み重ねる中で、そのノウハウが蓄積されるものと考えております。

最後に、P F Sを試行的に導入する分野についてですが、民間事業者へ支払う報酬が成果に連動する民間委託方式は、本市においても既にふるさと納税支援業務や岸和田競輪場開催業務などにおいて導入しております。指定管理者制度の利用料金制を導入している施設においても、指定管理者の創意工夫により施設利用者が増えることで、指定管理者に経済的な利益が還元される仕組みとなつてございます。これらの従来型の委託などでは、民間事業者の役割が、基本的には地方公共団体があらかじめ定めた委託仕様書に基づき事業を実施することにとどまりますが、P F Sにおいては、民間に広範な裁量を与え、社会的な課題を解決する手段の立案から実施までを包括的に委ねる点に特徴があり、この点が同じ成果報酬連動型の民間活用手法でも、従来方式と大きく異なると認識しております。

したがって、P F Sの導入が効果的であると考えられる事業は、行政において効果的な解決策を見いだすことが困難な社会課題について、民間においてその解決に資する技術やノウハウの蓄積等があり、民間に広範な裁量を与えることでその成果が十分に現れると考えられるケースであると考えております。

また、民間事業者の報酬をアウトカムの成果指標と連動させる点もP F Sの特徴ですので、民間事業者の事業活動とアウトカムの成果指標の関連性が明確である場合に効果が現れやすいと考えております。特定

の社会課題の解決に関し、試行的にP F Sを導入する段階に至った場合は、これらの点を踏まえて、効果が高いと見込まれる分野から着手してまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

今年度末といった具体的な期限も示していただきました。また、本市においても既にふるさと納税支援業務や岸和田競輪場開催業務において成果報酬的な民間委託方式が導入されているとの御説明がありました。

そこで追加の確認ですが、これらの契約において、具体的にどのような成果指標が設定されているのか、また、成果と報酬がどのように連動する契約となっているのかについて、それぞれ御説明いただけますでしょうか。成果連動型の民間活用手法を本格的に検討していく上でも、既存の類似制度の運用実態を明らかにすることは有用であると考えますので、ぜひ詳細についてお聞かせください。

○烏野隆生議長

新内財務部長。

○新内利彦財務部長

ふるさと納税に係る業務委託に関しては、ポータルサイトにおける寄附受付・管理等の業務や、新規返礼品・事業者開拓、返礼品の受発注、寄附者対応などの包括的に代行する中間支援業務について、成果報酬連動型の民間委託方式を導入しております。民間事業者への委託料は寄附額に一定の割合を乗じて得た金額としております。

岸和田競輪場開催業務委託に関しましては、車券の発売、払戻しをはじめ、レース等の映像放映、広報宣伝の企画及び実施、場内の警備及び清掃、来場者へのサービス等の業務を包括的に代行または支援する内

容となっております。民間事業者に支払う委託料は、車券売上げ収入額に一定の割合を乗じて得た金額を基本としておりますが、市の実質的な単年度収益が契約で定める最低収益保証額を下回る場合は、その不足する額を受託者が補填することとしております。また、市の実質的な単年度収益が契約で定める一定の金額を超える場合は、その超える金額の5割を報酬として委託料に加算することとしております。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

私としても、P F Sという手法自体に固執するつもりがあるわけではありません。重要なのは、行政が成果を定量的に把握できる仕組みを持つこと、そして、その目標に向かって民間の力を最大限に生かせる環境をつくることだと考えています。

例えば岸和田競輪場に関する契約では、確かに車券売上げに応じた報酬が設定されているとのことですが、その売上げ増加が事業者の努力によるものなのか、あるいは、例えばコロナ禍のような外部的要因によるものなのかの評価が難しいという実情があります。また、現状、車券が現場でもネットでの販売が主になっていますが、ネット販売への貢献度を測る指標もなく、努力と成果の相関が不明瞭な状態にあると感じます。

また、ふるさと納税についても同様です。現在の契約であれば、寄附の総額に対する一定比率での報酬となっておりますが、今後寄附額の増加を目指すということであれば、目標金額の達成率に応じた報酬の変動など、より成果にリンクした契約設計が必要だというふうに考えます。

このような背景を踏まえ、私はP F Sが持つ可能性に注目しています。実際、ほか

の自治体では既に成果が出ているものもあります。例えば、東京都八王子市では、行動科学を専門とする株式会社キャンサーキャンが、大腸がん検診の受診率向上を目指してP F S事業を実施しました。心理的なハードルを下げる個別設計の通知文を送ることで、1500人以上が新たに受診して、84名のがんの早期発見をする成果を上げました。

余談ですが、がんを早期発見するのとそうでない発見をするのとで大体200万円ぐらいの医療費の変化があるので、84名ということは1億6000万円以上の金額的な成果もありますし、もちろん84名のがんの早期発見につながったので、非常にいい成果だというふうに感じています。これはキャンサーキャン社が単なる一律の呼びかけではなくて、誰にどのような形で届けるかまで踏み込んだ専門的なノウハウが成果に直結した事例です。

また、近隣では大阪府堺市において、スポーツクラブの株式会社ルネサンスと連携して、高齢者向けの運動、認知、口腔ケアを組み合わせた介護予防プログラムを実施しました。その結果、3年間で要介護認定を約11人分抑制できたという試算も出ていて、介護保険財政への貢献が期待されています。

これらの事例からは、行政では得難いノウハウを持つ民間事業者が具体的で測定可能な成果を出していることが分かります。本市に限られた財源の中で、今後も持続可能な行政サービスを提供していくためには、既存の仕組みにとどまるのではなくて、成果が見える投資、そして、市民が納得できる支出の在り方を常に模索し続ける必要があると考えています。P F Sはその1つの選択肢です。目的は制度の導入ではなくて、

やってよかったと市民に実感していただける結果を出すこと、それが本質だと考えます。

まずはスモールスタートでもいいと思いますので、試験的に始め、効果を市民と共有して、行政と民間の信頼関係を築いていくことが重要になります。そして、限られた予算が一部の既得権益にとどまることなく、まち全体に還元されて、市民の生活に確かな成果として返ってくるような仕組みをぜひ一緒につくっていきたいと考えています。この提案が岸和田市の新たな公民連携の一步となることを願い、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○烏野隆生議長

この際、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

午後3時44分延会